

デジタル化は自由や権利侵害の言い訳にはならない！ 悪用される「アルゴリズム」の抑止

ネットでホテル予約をすると、ホテル料金は、需要に応じて価格を変える「ダイナミックプライシング（変動価格制）」になっている。こうした変動価格システムは、コンピュータ、アルゴリズム（情報処理手順）、AI（人工知能）を使って運営されている。しかし、一般の消費者にはどのようにして変動価格が決められているのか、またその価格が不公正な手段で決められているのではないかなどをチェックするのは至難である。まさに「ブラックボックス」常態である。

業界、グループ企業は、デジタルプラットフォームやアルゴリズム（情報処理手順）を使って「談合」しているかもしれない。こうした解析・チェックをするのは、公正取引委員会（公取委）の役割だ。しかし、公取委のような規制当局に、デジタルについての十分な知見がないとすると、変動価格制の解析・チェックは難しい。今、各国の規制当局は、デジタルに強い組織に向けてリスキリング（学び直し）で必死である。

デジタル化を推進する国税庁は、税務調査対象の選定にAI（人工知能）を組み込んだシステムを使っている。この場合、システムに、「疑わしきは納税者の利益に」あるいは「疑わしきは課税庁の利益に」、いずれのアルゴリズムを組み込むかにより、選定結果は大きく違っ

てくる。言い換えると、課税庁側は、優越的地位を利用して、アルゴリズムの有利選択ができる。しかし、課税庁が利用するアルゴリズムの公正性を解析・チェックする仕組みがない。本来、税理士界がこうした役割を担うべきであろう。だが、この業界は、ブラックボックス化している税務調査システムの透明性確保など守備範囲外との認識かも知れない。紙／文書信仰の強い税務専門職だらけである。アルゴリズムの清廉性をチェックする知見などは期待薄かも知れない。

国税の提灯持ちに徹していれば、自分らは生き残れるとの「迷信」にすがるのがもわからないでもない。だが、税務相談AIロボット開発企業が、ネットを活用し、納税者に直接サービスの売り込みをはかる時代である。税務専門職のビジネスモデルが大きく変容しようとしていることは確かだ。もはや、この激流に、ニセ税理士摘発のもぐらたたきや非税理士の税務相談業務停止命令制度などで対応できるものではない。

「現実空間・対面の世界で不公正・違法なことは、ネット・デジタル・オンラインの世界でも不公正・違法である！」このルールが浸透しないと、「デジタル（DX）化は消費者／納税者の自由や権利侵害の言い訳」になってしまう。消費者／納税者を守るために、だれが、どのように「監視資本主義を監視する」のかは重い課題である。デジタルに強い税務専門職になって、課税庁が納税者の敵になるようなアルゴリズム選択をしないように監視し、納税者を守るのは税理士界の使命である。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～悪用される「アルゴリズム」の抑止
- ・ デジタル過剰・超煩雑で、日本沈没
- ・ ライドシェア解禁に伴う税と社会保障の課題(下)
- ・ オーストラリアの2024年デジタルID法を読む(上)
- ・ AI刑事手続とプライバシー・人権保護(2)

2024年 7月11日
PIJ代表 石村 耕治

最新のプライバシーニュース

デジタル過剰・超煩雑で、日本沈没??

CNNニュース編集局

政産官学癒着のスマートシティ構想／デジタル田園都市国家構想が国中に乱立する。この構想は、「住民のプライバシーを丸裸にし、使い回す」ことが核となる。見方によっては、「常時人権侵害」につながるプロジェクトともいえる。プロジェクト頓挫の報告も相次ぎ、「政府や企業が主役」の血税の無駄遣いが「止まらない、止められない」。

こんな自治体も巻き込んだデータ監視構想で住民は幸せになるはずがない。本



(Public use)

当に住民を幸せにしたいのなら「全世界に無料Wi-Fiを届ける」といった住民ファーストの構想を実現すべきだ。真に「住民が主役」の構想なら反対する人も少ないはずだ。

デジタル (DX) 化万歳を叫ぶ政府やデジタル庁は、相変わらず「役所が主役」の政策を続ける。住民の幸せは二の次だ。全国 1,788 自治体のおおよそ 3 万 5 千ある既存システムを、2025 年度末を期限に統一・標準化する。こんな号令を出したのは菅政権だ。2020 年 9 月に総理官邸で開かれた会議の場で、就任したばかりの菅義偉首相 (当時) は、こう切り出した。

「自治体の業務システムの統一・標準化し、住民が引っ越しても同じサービスを受けられ、全国一斉に迅速な給付を実現するため、今から 5 年後、令和 7 [2025] 年度末までを目指し、作業を加速してまいりたい。」

このような発言は、以前どこかで聞いたことがある。今やガラパゴス化してしまった住基ネット導入時の「全国どこでも住民票を取れる」と同じではないか？

コロナ禍当時、菅政権は後ろ向きの対策に終始し、世論やマスメディアから厳しい批判を浴びた。また、多くの自治体は、給付金の支給、感染者数

などの集計で手間取った。接続ハブである電子政府マイナポータルにリンクしているはずのさまざまな自治体システムがほとんど接続不能、機能不全で、使い物にならなかったことも判明した。当時の旗振り役のデジタル相は、「原因は、自治体の業務システムが不統一なことにある」旨の発言をし、自分らの責任を自治体に転嫁をした。そして、政府は、自治体の業務システムの統一化・標準化に動き出した。

政府は、2020 年 12 月に、システムの統一化・標準化の達成期限を「2025 年度」と閣議決定した。そして、急ピッチで関連法制を整備し、翌 2021 年には、自治体に、システム統一化・標準化を法律で義務づけた。2021 年 9 月には、菅政権の看板政策に沿い新たに設置したデジタル庁がこのプロジェクトの司令塔になった。その直後の 10 月 4 日に菅氏が首相の座から降りた。

■ デジタル過剰で遅々として進まない自治体のシステム標準化

国・政府主導の自治体の業務システムの統一化・標準化とは、複数の民間 IT 企業 (ベンダー) が政府の示した共通の仕様書 (基準) に合う形で作り直す作業を行い、政府が整備する「ガバメントクラウド」上で稼働させる計画をさす。各自治体は、既存の業務システムの改修により、共通化されたクラウド基盤と業務アプリ／ソフトを使えるようになり、一気に効率化が進む、というのが筋書だ。

共通化の対象とされているのは、これまで自治体が個別に構築してきた住民基本台帳、国民年金、介護保険の事務など 20 の基幹業務システムだ。総務省やデジタル庁は、これら業務システムの統一化・標準化により、住民のオンライン申請・申告の普及や、自治体の人的・財政的な負担削減などにつながるとしている。各自治体に対して、原則として 2025 年度末までと期限を定め、システム改修作業の完了を求めている。退路を断って進軍するように求める。

政府主導の自治体の業務システムの統一・標準化に向けたこの巨大プロジェクトは、「目に見えない公共工事」である。大阪万博のように「リアル／目に見える公共工事」とは異なる。国民やマスメディアなどは事業の進捗状況をチェックしにくい。

すでに政府は、7,000 億円規模の予算を投入している。各自治体のシステム改修作業がスムーズに進んでいるのだろうか？ 私たち国民にはその進捗状況がまったく見えてこない。目に見える大阪万博とは異なり、この目に見えない巨大公共工事にはマスメディアの関心も薄い。

一方、司令塔のデジタル庁も、`大本営発表、レベルの PR の繰り返しに終始している (https://www.digital.go.jp/policies/local_governments)。血税の効率的な使われ状況やプロジェクトの進捗状況を国民に分かりやすく説明できているとはいえない。

移行作業が本格化してはいるものの、実際には、自治体の方からは政府方針に対する要望や疑問が相次いでいる。これは、デジタル庁が公表している「移行困難システムの把握に関する調査における調査結果（2023 年 10 月時点）を見ればわかる (https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c58162cb-92e5-4a43-9ad5-095b7c45100c/b7d2bc55/20240305_policies_local_governments_doc_01.pdf)。

政府が進める自治体の業務システムの統一・標準化プロジェクトが、真に住民の利便・権利利益を資するものなのか大きな疑問符がつく。「コロナ禍」という `ドサクサ、を悪用した「ショックドクトリン (shock doctrine)」、「火事場泥棒的新自由主義」政策なのではないか？ デジタル化が進んだ先進各国の電子政府 (e-Gov) モデルの単なるコピー政策を推進する愚策は、この国の実情に合わない。

■デジタル庁が 3 月 5 日に公表した調査

デジタル庁が 24 年 3 月 5 日に、全国自治体での業務システムの統一・標準化の進捗状況を公表した (https://www.digital.go.jp/policies/local_governments#transition-support)。調査は、デジタル庁や総務省が、移行困難の申し出があった自治体を対象に、2023 年 10 月と、同年 11 月から 24 年 2 月にかけて、ヒアリングをする形で実施された。

この調査結果によると、2023 年 10 月時点で移行対象の 1,788 団体・おおよそ 3 万 5 千のうち、171 団体 (10%)・702 システム (2%) が、移

行作業が困難な状況にあることが分かる。

移行作業が困難な自治体は、埼玉県や北海道札幌市、仙台市、千葉県市川市、東京都台東区、渋谷区、荒川区、神奈川県横浜市、川崎市、愛知県名古屋市など多岐に及ぶ。判断を保留した自治体も 50 にのぼっている。規模の大きい政令市は軒並みにアウトである。主な理由は、作業を担う IT 企業が見つからない、既存システムが個別仕様で改修作業に時間がかかるなどだ。

デジタル庁は原則として期限を堅持する方針だ。当初と異なる期限を設定するのはあくまでも例外だ。司令官が、自治体現場の実情に配慮せず、退路を断って進軍するように求めるのは、太平洋戦争時の「インパール作戦」を彷彿させる。

自治体からは「期限に間に合わない」とする声が多く聞かれる。この背景には、第一線での行政事務は、いまだ、紙、リアル（対面）中心であることがある。つまり、行政は、対面対応に追われ、オンライン化／デジタル化に割ける時間や人員が限られている事情がある。2024 年 2 月には、全国市長会が期限の見直しを求める要望を出している (https://www.toshikaikan.or.jp/shisei/2024/pdf/202402/2024_02_action.pdf)。

無責任で先行き不透明な国のデジタル化政策が、憲法が保障する「地方分権」原則をなし崩しにし、「中央集権」への傾斜を強める原因になっている実情が透けて見えてくる。

■問われる自治体職員のリスキング

総務省が 2022 年度に行った調査では、町村レベルではシステムを担当する職員は平均で 2.4 人だという。システム担当の職員が 1 人だけ、あるいは専門の職員を置いていない自治体は全体の 12% にのぼる。システムのことは、ほとんど外部の IT 企業任せが実情なのだ。多くの自治体には、2025 年度までのシステム移行は間に合いそうもない、とあきらめの空気がただよっている。仮に間に合っても、小規模な町村ではシステムを自分で運用できるかも不透明である。

■どうする時代遅れの IC カード使用の政府ポータル

多くの住民は、いまだ対面の窓口を好む。行政事務のオンライン申請・申告（スマート申請・申告）を積極的に使おうとしない。なぜか？ それは、

人口の高齢化も一因であろう。しかし、最大の原因は、わが国の電子政府・自治体ポータル（マイナポータル）は、`マイナ IC カード+カードリーダー+パソコン（PC）の3点セット、を使ったモデルにある。言いかえると、わが国のマイナポータルは、使い勝手の悪い3点セットを基本としたガラパゴス化したモデルだからである。

いまやオンライン申請・申告は、スマホやタブレット端末のような`スマートデバイス、を使うのが当り前の時代である。パソコン（PC）使用ベースのマイナポータル自体が完全に陳腐化してしまっている。スマホ全盛時代なのに、スマホにしっかりと対応できていないマイナポータルを接続ハブとしたオンライン申請・申告方式はきわめて使い勝手が悪い。にもかかわらず、頑なに陳腐化した3点セット、とりわけマイナ IC カードにこだわっている。

オーストラリアをはじめとして多くの先進諸国では、オンライン申請・申告の際の本人確認に必要となるデジタル ID を、官製の IC カードに格納して配付するような愚策は取っていない。デジタル ID が要る人（ユーザー）は、ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] からアプリをダウンロードして、スマホなどにインストール（装備／格納／搭載）するのが常識になってきている。ユーザーは、アプリを開いて画面で基本的な個人情報などを設定・入力し、自分の ID を生成する手順を踏めばいいだけである。

ところが、わが国のスマート申請・申告では、IC チップ部分に格納されている官製のデジタル ID である公開鍵（JPKI）、いわゆる`デジタルマイナンバー、を読み取りできるのは、近距離無線通信の NFC または Felica（おさいふ）機能のあるスマホに限られる。また、マイナカードの IC チップに格納された JPKI / 公開鍵式電子証明書を読み取るのも至難である。多くのユーザーは、この作業に悲鳴をあげている。作業の途中でギブアップする人が多い。

しかも、スマート申請とはいうものの、直接自宅からスマホを使った住民票交付申請の場合でも、交付された紙の証票をユーザーに郵送するデザインである。こんなスマートデバイス全盛時代の流れを無視した国の貧弱なデザインでは、スマート申請・申告は進みっこない。デジタル ID は、IC カードではなく、ネット上のアプリストアからスマホなどに直接搭載（インストール）するのが世界の流れだ。マイナ IC カードを廃止し、スマートデバイスファースト時代に即した、ユーザーフレンドリーなデジタル化策が求められている。

■超煩雑なマイナカードの全機能のスマホ搭載手続

最近になって、政府は、時代遅れの愚策を覆い隠そうと必死になってきた。「今がターニングポイントだ！」ということで、この3月、政府は、「マイナカードの全機能をスマホに搭載できるようにする」マイナンバー法などの改正案を国会に提出した（デジタル社会形成基本法等の一部改正法案 (digital.go.jp)）。この改正案は、アンドロイドスマホだけを対象に、マイナカードの、① JPKI-App（官製デジタル ID / 官製デジタルマイナンバー）、② 券面 App、③ 券面事項入力補助 App、④ 住基 App、の全機能を搭載できるようにするものだ。現時点では、Android 端末スマホだけが NFC 機能を使いマイナンバーカードの読取り可能だからだ。

言い方を換えると、iOS 端末スマホ（iPhone）では読取りができず、いつ可能になるかは先が見えないからだ。

公開鍵（JPKI）式アプリは、公式アプリストア [Google Play] からダウンロードすることになっている。とはいうものの、マイナ IC カードからの読み取り項目が多く（前記①・②・③・④）、手続が煩雑すぎる。本当に行政手続等にかかるユーザーなどの利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化が狙いなのかどうか大きな疑問符がつく。

マイナ IC カードを廃止し、スマホのみで、公式アプリストアからデジタル ID アプリをインストールできるようにしないとイケない。そのためには、官製のデジタル ID（JPKI）を大胆に簡素化しないとイケない。同時に、民間活力（private action）をいかし、行政サービスのオンライン申請・申告に、信頼できる水準のものであれば民間のデジタル ID も並行して使えるようにしないとイケない。

国会での政治とカネも問題への至近の対応を見ても分かるように、国会は`現金、アナログ記録が大好きな議員、だらけだ。こんな国会では、役人の独断が闊歩し、ユーザーにフレンドリーで利便性がよく、人権保護ファーストの信頼できるデジタル ID つくりに向けたまともな議論ができないのではないのか？

官製デジタル ID、スマートシティ構想などデータ監視プログラムのエスカレートで、民主主義や人権が後退し、権威主義国家が世界中に蔓延するのは本末転倒である。人類にとり最大の不幸につながりかねない。

ライドシェア解禁に伴う税と社会保障の課題（下）

— スマホアプリ必須のライドシェアサービスとワーカー課税 —

官製経済と新自由主義経済とのはざまの政策課題

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

《コンテンツ》

◎はじめに

I スマホアプリ必須のライドシェアサービス解禁をめぐる論点整理

- 1 規制大国のタクシー業界に押し寄せるDXの荒波
- 2 スマホアプリ必須のライドシェアをめぐる主要な課題
- 3 新たなスマホアプリ必須の働き方の特徴
- 4 スマホアプリ必須の「ライドシェア」（クルマ相乗り）ビジネスモデル

II 各国のライドシェアサービスの現状

- 1 アメリカのスマホアプリ必須のライドシェアサービスの現状
- 2 ウーバー社のスマホアプリ必須のライドシェアサービスの特質
 - ①ウーバー社の社史
 - ②ウーバー社の「ライドシェア」ビジネスの特徴
- 3 わが国のライドシェア（相乗り）サービスの現状
 - ①白タク行為禁止の特例のポイント
 - ①実施主体
 - ②運転者の要件
 - ②実例
 - ③現行の白タク好意禁止の「特例」スマホアプリ必須のライドシェアとの差別化
- 4 イギリスのライドシェアサービスビジネスにかかる政府規制の動向

III 米英比較：ウーバーアプリで働くワーカーは従業者か個人事業者か？

1 アメリカの動向

- ①アメリカ加州ギグワーカー保護法（AB5）
- ②加州最高裁ダイナメックス判決とは
- ③加州 AB5 で改善されたギグワーカーの労働環境
- ④ AB2257 / 2020年9月4日のギグワーカー保護法適用除外拡大法
- ⑤加州住民投票プロップ22でAB5は白紙に～政治を操り、やりたい放題のウーバー
- ⑥はじまったプロップ22をめぐる法廷闘争～加州裁判所の判断は先行き不透明

2 イギリスの動向

- ①イギリスでのギグワーカーの労働環境改善をめぐる闘い
- ②イギリスの最高裁、「ギグワーカーは労働者」の判決（以上116号）

IV 労働者分類、労働保障・社会保障・税(以下本号)

- 1 労働者分類：ライドシェア運転者の所在
- 2 ライドシェア運転者と労働保障・社会保障
 - ①現行法の枠内で対応
 - ②新立法による対応
- 3 ライドシェア運転者と税

◎むすびにかえて

～ライドシェア運転者保護の課題

IV 労働者分類、労働保障・社会保障・税

自家用自動車（自用车）による有償のライドシェア（相乗り）は、これまで、いわゆる「白タク」として禁じられてきた。その法的根拠は、道路運送法にある。同78条は、「自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次

に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」と定める。しかし、今（24）年4月から、限定的ながら、解禁された。つまりクルマの第一種運転免許しか持たない一般の運転者が自用车（自家用自動車）で乗客を有料で運ぶ「ライドシェア（相乗り）」ができるようになった。解禁に踏み切ったのは、人口減、高齢化、タクシー運転者不足など

が深刻になってきたことが理由である。

ライドシェア解禁には、これまでタクシー業界が頑なに反対してきた。こうした経緯を踏まえて、今回、ライドシェア解禁は、「タクシー事業の一環」として運送サービスを提供する形で決まった。発着地のいずれかは、タクシー事業者の営業区域内とする条件を付している。

わが国では、これまででも、公共交通機関が少ない地域などに限ってライドシェアは認められてきた。道路運送法が例外的に認める「自家用有償旅客運送制度」（第78条第2号）を利用したものである。この制度の利用は、運転者確保が困難な過疎地などに限られる。この制度では、一般の運

転者が、第二種運転免許を持たなくても一定の資格を満たせば、市町村やNPO法人等が管理する形で自家用車を使い運送サービスの提供ができる。しかし、この制度のもとでのライドシェアは、「非営利」、つまり、利益をあげることを本来の目的としていないものに限られてきた。しかし、今回は、この自家用有償旅客運送制度を見直し、営利目的のライドシェアを解禁する道を開いた。ただし、有償のライドシェア（相乗り）サービスは、専用配車アプリを使うのが原則である。



(Public use)

コラム 1 わが国の配車アプリの現状

わが国の人口の80%あまりがスマートフォン（スマホ）を持っている。スマホにダウンロードしたタクシー専用「配車アプリ」を使ってタクシーを頼むのが一般化してきている。現在、わが国には、プラットフォーム企業（PF企業）が開発・提供するいくつかのタクシー専用「配車アプリ」がある。1つは、日本交通などが出資したモビリティテクノロジーズ（MoT）（PF企業）が運用している「GO」（東京・港区）だ。



(Public use)

ほか、大和自動車交通など都内タクシー大手3社にソニーグループが出資する「S. RIDE / エスライド」（東京・港区）がある。これらは、いわば、民族派PF企業の配車アプリのPF企業である。これらのほか、中国系の「DiDi モビリティジャパン」（東京・港区）、アメリカ系のライドシェア最大手の「ウーバー（Uber）」などの外資系PF企業の配車アプリがある。ウーバー（Uber）アプリは、「ウーバータクシー（Uber Taxi）」と「ウーバーイーツ（Uber Eats）」の双方に対応している。

タクシー会社にとり、アプリ専用の車両を導入するメリットは大きい。ユーザー（タクシー利用者）にアプリで乗車地や目的地をあらかじめ入力してもらえれば、カーナビを使って経路がわかるからだ。タクシー会社は、経験の浅い運転者を採用しやすくなる。また、配車アプリを導入すると、1台あたりの売上を増やせる。

アプリ専用車が増えると、ユーザーは配車アプリを通じて確実にタクシーを呼ぶことができるメ

リットがある。その一方で、ユーザーは「流し」のタクシーを捕まえにくくなる。専用車が増えれば、流し営業の車両が減るからだ。また、ユーザーは、配車アプリを使うと、迎車料金（0～500円程度）を払わないといけなくなる。ユーザーにとっては新たな負担となる。さらに、スマホをうまく操作できない高齢者などデジタルデバインド（情報技術格差）のあるユーザーは、タクシーサービスからはじかれる心配もある。

アプリ専用車は原則として流し営業を行わない。このため、法律で禁止する「乗車拒否」にあたるのではとの指摘が2023年にタクシー業界から出た。その際に、国土交通省は、違法ではないとの行政判断を示している。

今後、これまでの「タクシー専用配車アプリ」に、「ライドシェア（相乗り）専用配車アプリ」が加わることになる。ライドシェア（相乗り）運賃は通常のタクシー料金と同等となる。また、支払方法は原則キャッシュレスとなる。

ライドシェア解禁を契機に、タクシー専用配車アプリのIT企業は、ライドシェア専用配車アプリにも進出するであろう。タクシー運転者とライドシェア運転者との競争がはじまる。当然、配車アプリのIT企業間の競争も激化するであろう。

わが国の場合デジタル化が遅れている。「現金OK」、「流しOK」のタクシーに対する需要も相当あるのではないか。デジタル化が進んでいるアメリカなどでもタクシーの利用者の方が多い。高齢社会、デジタルデバインドなどさまざまな要因が交差する状態にある。サービスの差別化も進むのではないか。ライドシェア（相乗り）専用配車アプリも高度化するだろう。過疎地ではライドシェア（相乗り）サービスに一本化される心配もある。となると、交通手段が限られる過疎地の高齢者は、

配車アプリ、キャッシュレスなどのデジタル化についていくのは容易ではあるまい。デジタル化、キャッシュレス化が進み、この流れについていけない人の生活はしんどい。高齢者は運転免許証を

返納しろと迫られる。今後は、ライドシェア（相乗り）サービスが利用できるからといわれても、実際は細かい文字で埋め尽くされたスマホを自在に操れないと、デジタル化の恩恵は受けられない。

ライドシェア（相乗り）サービスのユーザー（利用者）は原則、配車アプリを通じて申し込むことになる。このため、ユーザーは、まず、自分のスマホに「ライドシェア（相乗り）専用配車アプリ」をダウンロードしないといけない。

次に、ユーザーは、スマホ画面のアプリアイコンからライドシェア（相乗り）専用配車アプリを開いて、Webサイトにログインし、ホーム画面から乗車地や目的地を入力することになる。ユーザーは、走行ルートや運賃を事前に確定することができる。

1 労働者分類：ライドシェア運転者の所在

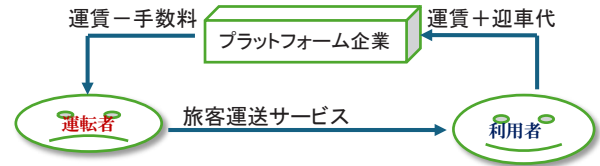
わが国のライドシェアのモデル（以下「日本モデル」ともいう。）では、他の諸国のモデルと同様に、ライドシェア運転者は、デジタルプラットフォーム企業（PF企業）のライドシェア専用配車アプリを使って働くことになる。

日本モデルでは、タクシーが不足している地域、時期、時間帯に絞って導入される。国が、複数のタクシー専用配車アプリ運営会社（PF企業）からデータの提供を受け、需給を分析して決める。運賃は通常のタクシー料金と同等とする。

ライドシェア（相乗り）サービスにおける取引者は、運転者（ドライバー）と利用者（ユーザー）である。そして、その仲介役（マッチメーカー役）を果たすのは、デジタルプラットフォームを運営するプラットフォーム企業（PF企業）である。

ライドシェア（相乗り）サービス取引のながれを簡潔にイメージすると、**【表 12】**のとおりである。ライドシェア（相乗り）サービス取引において、

【表 12】 ライドシェア（相乗り）サービス取引の流れ



運転者（ドライバー）と利用者（ユーザー）との間で仲介役（マッチメーカー役）を果たすのは、デジタルプラットフォームを運営するプラットフォーム企業（PF企業）である。

ライドシェア（相乗り）サービス取引は大きく開花し、どこの国でもシェアリングエコノミーの中心的存在である。

わが国は、伝統的なタクシー業界と政官がタグを組み、ライドシェア（相乗り）サービス解禁に強く抵抗を続けてきた。これは見方を変えると、タクシー業界やタクシー運転者の仕事と生活を守ることファーストの政策を堅持してきたともいえる。

もちろん、生活者ファースト政策は大事である。しかし、この結果、デジタル化やシェアリングエコノミーの拡大の面で、世界の流れから大幅に遅れをとってしまった。そして、人口減やタクシー運転者不足で経済や生活が回らなくなる心配が出てきた。デジタル化やシェアリングエコノミーに寛容な政策で、巻き返しを図らないと、この国は世界の発展から取り残されてしまう心配がある。ということで、今回の政策転換につながった。

シェアリングエコノミーとは、モノ、スキル、サービスなどを独り占めしないで、シェア／分かち合いをする経済をさす。「シェア／分かち合い」過程／取引においては、効率性／経済性を優先させて、対面（face to face / real）よりもネット

コラム 2

ライドシェア解禁に伴う政府規制緩和の概要

今般のライドシェア解禁の発端は、タクシー運転者の確保が難しくなってきたことである。そこで、政府は、タクシー運転者増加のネックになっている要因を取り去るために規制を緩和することにした。

第二種運転免許試験を簡素化・効率化する。まず「地理試験」は、カーナビやアプリで代替できるとして廃止する。また、現在 10 日間としている

研修期間を撤廃し、研修の短縮をはかる。第二種運転免許取得の教習では、一日あたりの技能教習の上限時間を延長するとともに、教習内容を見直す。

外国人運転者の積極的な採用を進める。このため、2024 年 4 月以降に行なう二種運転免許試験は 20 言語に多言語化して実施する。

あわせて、違法な白タクを厳しく取り締まる。

* 政府内閣府規制改革推進会議地域産業活性化 WG 委員発表資料（2023 年 12 月 26 日）を参照。

(online) を重視する。このことから、シェアリングエコノミーは、電子商取引/E コマースの手法が主流になる。

ただ、電子商取引/E コマースの1種ではあるものの、アマゾンのデジタルプラットフォームを介して行うネットショッピングとは少し異なる。取引の第三者であるデジタルプラットフォーム企業 (PF 企業) が開設したデジタルプラットフォーム上においてモノ、スキル、サービスなどの需要と供給の仲介/マッチングが行われるからである。

わが国で解禁されたライドシェア (相乗り) サービス (日本モデル) では、運転者が、自乗車 (モノ) をユーザー (利用者) とシェア/分かち合う場合でも、ライドシェア運転者を管理するタクシー会社の従業者とされる。このことから、契約上の問題は生じない。しかし、アメリカなどでは、ライドシェア運転者は、自乗車 (モノ) や運転 (スキル) をユーザー (利用者) とシェア/分かち合う場合、取引の第三者であるデジタルプラットフォーム企業 (PF 企業) が、提供する配車アプリを通じて、ライドシェア運転者やユーザーを管理し、かつ、運転者を厳しく指揮監督できるデザインになっている。このため、ライドシェア運転者と PF 企業が結ぶ契約については、その性質をめぐる議論になる。おおまかにいうと、次のような対立がある。

アプリを使って、プラットフォーム上で行われたワーカー (働き手) とユーザー (利用者) との間の契約や決済などを管理し、運転者に対する顧客満足度アンケートを含む勤務評定などを行える立場にある。PF 企業が提供するアプリには、仕事の受託率が一定量を下回る、顧客満足度が低いなどの場合は、アプリの登録が解除されて仕事ができなくなるなどの仕組みが装備されている。PF 企業は、アプリを使って、データを収集しトータルに管理したうえで、雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をするワーカー (働き手) を厳しくデジタル指揮・監督する立場にある。PF 企業は、ワーカー (働き手) を雇い、解雇している雇用主のような存在である。このことから、プラットフォーム企業 (PF 企業) とワーカー (働き手) との間で締結された契約は、形式的には業務委託契約のように見えても、実質的には労働契約 (雇用契約) である。

就労仲介型プラットフォーム企業 (PF 企業) と雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をする人たち (ワーカー) との間には、アプリ (システム) 利用契約以外の契約関係はないと見ることもできる。すなわち、例えば、出前館やウーバーのような PF 企業のフードデリバリー (料理/食事宅配) アプリを使っているとすると、この場合は、配達を委託するレストランとワーカーに配達に関する業務委託契約が成立するとされる。このことから、PF 企業は、配達業務そのものに関する責任を負わないことになる。

しかし、PF 企業は、形式上は契約の当事者ではないとする考え方に対しては異論が多い。なぜならば、PF 企業は、単なる仲介業者として手数料を取る存在のようにふるまい、実際にはアプリを使って働く人たち (ワーカー) に対してきめ細かく、厳格な指揮監督権を行使しているからである。にもかかわらず、PF 企業は、ワーカーの間で締結された契約は、業務委託契約あるとの主張を押し通している。結果、ワーカー (働き手) は、労働者として当然享受できる権利利益を保障 (労働保障) されず、PF 企業は、雇用主として当然追わないといけない労働保障義務や社会保障義務を免れている。

さらに、PF 企業は、税務面からも、自社アプリで働くワーカーが、自社の従業者ではなく、個人事業主で事業所得者である、あるいは業務にかかる雑所得者であるとする主張を補強するための画策までしている。小規模な [前々年の課税取引高が 1,000 万円以下で本来消費税の納税義務を負わない] ワーカーに対してまでも、インボイス (適格請求書) 発行事業者になるように求め、登録事業者番号 (インボイス登録番号) を取るよう

【表 13】 就労仲介型 PF 企業とワーカーとの契約の性質

<p>①業務委託契約説</p> <p>プラットフォーム企業 (PF 企業) は、手数料を取ってサービス提供者とサービス購入者のマッチングの場を提供するだけである。プラットフォーム企業 (PF 企業) はあくまで「仲介役」というスタンスである。このことから、仕事やサービスに関する契約 (発注者/ユーザーとワーカー等の間の契約) は、あくまで当事者間で締結されている。つまり、取引の主体は、あくまでもサービス提供者とサービス購入者である。提供されたサービスの内容や品質などについては、プラットフォーム企業 (PF 企業) が責任を負うことはなく、サービス提供者が責任を負う。PF 企業は、自社で対応できない業務を、フリーランス/ギグワーカー (個人) のような外部者に委託しているに過ぎない。このことから PF 企業とワーカーの間で締結された契約は、業務委託契約である。</p>
<p>②労働契約説</p> <p>今日、AI その他高度のデジタルテクノロジーを駆使した就労仲介型アプリを提供するプラットフォーム企業 (PF 企業) は、たんに仲介業者として手数料を取る存在とはいえない。PF 企業は、ア</p>

にけしかけている。つまり、PF企業は、自社アプリで働くワーカーは、自社の従業員ではない道を走るように押し付けている。最近の国税庁の「業務に係る雑所得」に関する税務通達【所得税基本通達35-2】は、PF企業の考え方／労働者分類を後押しするような内容である。

昔はアルバイトニュースのような紙媒体の就労仲介プラットフォームがふつうであった。しかし、いまや経済のデジタル化が進み、デジタルプラットフォーム企業（PF企業）が提供するアプリを使いこなし、日々、単発（on demand）の仕事をするギグワーカーが増えている。PF企業のフードデリバリー（料理／食事宅配）アプリ、さらには、PF企業の配車アプリは、AI（人工知能）などともリンクしていて、きわめて高性能である。しかも、その性能は日々刻々とアップし続けている。

今後、自用车（自分の自動車・自転車・バイクなど）と、就労仲介型PF企業アプリを使って雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人が増えるのかどうかは定かではない。人口減、働き手不足で、「あえて非正規」を望む人を除けば、「やむを得ず非正規」をする人の数は減少すると見られるからである。

ライドシェアが解禁され、タクシー会社との雇用契約を結ばないで、ライドシェア運転者をする道を開くかについても議論されている。しかし、個人タクシーの選択肢もある。ライドシェア運転者が急激に増加するかどうかは不透明である。

また、仮にライドシェアにおいても、タクシー会社との雇用契約を結ばないで運転者になる道が開かれたとすると、食事／料理の出前ワーカーや荷物の宅配ワーカーと同じような問題に突き当たる。2023（令和5）年4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「従業員のいない一人親方（個人／法人）保護法」、「フリーランス事業者保護法」（以下「フリーランス事業者保護法」ともいう。）が国会で成立し、同年5月12日に公布された。フリーランス保護法は、公布日から起算して1年6か月以内（2024年11月まで）に施行される予定である。

この法律は、あくまでも、業務委託契約に基づき、フリーランスの事業者として働く人の保護を狙いとしている。契約を切られてしまうことをおそれて、発注元の言いなりになって劣悪な条件で受注するフリーランス事業者を保護することを狙いとしている。代金の支払期日や募集要件など、契約条件を明確にすることで事業者を保護しよう

というものである。

この法律でいうフリーランスは、取引先と対等な立場で業務委託契約を締結し、取引先の指揮命令を受けることはない。したがって、取引先の従業員と同じく、具体的指揮命令を受けているとすれば、フリーランス事業者ではなく、労働者にあてはまる。労働基準法などの保護を受けることになり、この法律の適用対象外になる。

就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（PF企業）アプリを活用した雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちが、労働者分類（worker classification）で、フリーランス事業者となれば、当然、このフリーランス事業者保護法の適用対象となる。しかし、労働者となれば、労働基準法などの保護を受けることになり、この法律の適用対象外になる。急激なデジタル化が進むなか、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（PF企業）アプリを活用し、アプリの支配管理を受けて雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちを「労働者」として保護する新法を制定する必要がある。

2 ライドシェア運転者と労働保障・社会保障

就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（PF企業）アプリを活用した雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちが、労働者分類（worker classification）の問題だけではない。労働保障や社会保障、さらには課税面でも、重い課題を抱えている。

PF企業のアプリとスマホを使って雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちの働く環境を整え、健康で文化的な生活を支えるには、大きく①現行法の枠内で対応と、②新立法による対応が考えられる。

①現行法の枠内で対応

「労働者」の概念や保護の仕方は、法律により異なる。雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちを保護するには、次頁【表14】のような方法で、現行法を活用するのも大事である。

特定受託事業者／フリーランス事業者は従業員を使用していない個人や法人を指し、業種や職種は限定しない。デザイン・コンテンツ制作や調査・研究・コンサルティング、記事執筆業務のほか、データ・文書入力や営業など、幅広い業務が想定される。雇用類似の働き方（雇用なき働き方）を

【表 14】ギグワーカーの労災保険の特別加入とは

■労災保険の特別加入

特別加入とは、労災保険法上の「労働者」（労災保険法上の労働者の定義（範囲）は、労基法上の労働者と同一であると解されている。）にあてはまらない自営業者に、労災保険への加入を特別に認める制度がある。典型的な対象者としては、運送業、建設業（いわゆる一人親方）、中小企業の経営者などがあげられる。

最近の対象者の拡大例としては、2021年9月から、「自転車を使用して貨物運送事業を行う者」、「ITフリーランス」が特別加入の対象に加えられている。つまり、ウーバーイーツや出前館のような就労仲介型PT企業のアプリを使って食事宅配をする雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちにとっては、朗報ともとれる。

ただし、労働者とは異なり、フリーランスは事業者であり、保険料を自ら負担しないとイケない。特定受託業務で特別加入するフリーランス事業者は、本人が申請した「給付基礎日額」の365日分に保険料率（0.3%）を乗じた額を、年間保険料として負担することになる。

つまり、労災保険は、使用者の労災補償義務を担保する保険であるため、保険料は（他の社会保険料の多くが労使ともに負担するのは異なり）雇用主が負担する。ところが、特別加入の場合には「使用者／雇用主」が存在しないため、加入者自身が負担しないとイケない。

する人たちが、労災でカバーされる（労災保険給付が受けられる）という点から見ると一定の評価もありうる。厚労省は、この新法の適用を広げていく方針のようだ。

（一社）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会が、23年6月頃に実施した労災保険加入意向調査によると、「加入したい」と考えている者は7割近い。ところが、「全額自己負担でもぜひ加入したい」とするのは1割に満たないという。加入したくないと思う理由では、「保険料の支払いが負担」、「保険金がどのくらいおりるか分からない」、「自分の働き方で労災認定されるか分からない」などがめだつという。加入を促進するのなら、労災認定の基準や認定される具体的なケースのほか、支払う保険料額と給付額などの的確な周知が要るとの指摘もある（「主張：フリーランスと労災補償」労働新聞社2023年11月30日 <https://www.rodco.jp/column/169365/>）。

ちなみに、神奈川の横須賀労働基準監督署は2023年9月26日付で、アマゾンジャパンの商品を扱う60代の配達員の労災申請を認め休業補

償を決めた。配達員は、アマゾンの下請け配送業者と業務委託契約を結んでいた。就労中に階段で足を滑らせて転落し、腰椎圧迫骨折のけがをして、約2か月間休業した。

【表 15】配達員側の主張と横須賀労基署の決定

【配達員側の主張】

配達員は、アマゾンが開発したアプリを通じて業務指示を受け、作業の進捗状況も管理されており、雇用された労働者と同じように労災補償を認めるべきだと主張したうえで、横須賀労基署に労災申請。

【横須賀労基署の決定】

配達員の勤務実態などから事実上の労働者にあてはまると判断し、約50日間の休業補償給付を決定。

本来、雇用主が負担する雇用保険料を、雇用類似の働き方（雇用なき働き方）を促すことにつながりかねない労災保険の特別加入を、「働き方は改革」と名打って国が後押しすることに対する不信感は根強い。「名ばかり事業者／経営者」を拡大するような国の労働政策には大きな疑問符がつく。労災保険の特別加入制度のさまざまな「負」の効果を洗い出したうえでの抜本的な見直し、あるいは新立法（新法）が要るのではないかと。とりわけ、PF企業の就労アプリ（digital work platform apps）と紐づく形で支配管理を受けて働く者を、雇用された労働者と同様に扱う法制が求められる。

②新立法による対応

仮に配車アプリを使うライドシェアにおいても、タクシー会社の介在なしでの運転者のサービス提供が法認されたとする。この場合は、新立法（新法）による対応も一案である。

すでにふれたように、就労仲介型PF企業の配車アプリを使い雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちにとり、プラットフォーム企業（PF企業）は、たんに仲介業者として手数料を取る存在にはとどまらない。PF企業は、プラットフォーム上で行われた契約、決済などをチェックし、顧客満足度アンケートを含むワーカー（働き手）の勤務評定を行い、情報を収集しトータルに管理し自由に活用できる立場にある。諸外国の立法例を参考にして、PF企業が自社の配車アプリを使って雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たち（ライドシェア運転者）を支配管理する場合、当該PF企業の「従業者とみなす」法律をつくるのも一案である。

政府も新立法を視野に入れている。ところが、

政府には、ライドシェア運転者を、配車アプリを提供するIT企業の「従業者」として扱う気など毛頭ない。こうした政府の意向を忖度する識者が集められた審議会（国交省交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会）では、ライドシェアを「自家用車活用事業（仮称）」（傍点引用者）と定義している。つまり、彼らは「資本の論理」を優先させ、ライドシェア運転者が配車アプリを提供するIT企業の「労働者、なかのどうかについてはふれようとししないのである。むしろ「ライドシェア運転者、は、個人事業者、であることは当たり前であるとの前提で議論を進めている。会議では、次のような「隠れ新自由主義者、である有志の意見を紹介している[自家用車活用事業（仮称）におけるドライバーの働き方に係る意見/001726079.pdf (mlit.go.jp)]。

【表 16】自家用車活用事業（仮称）におけるドライバーの働き方に係る意見

- ・ドライバーを運営主体から雇用されることに限定する場合、我が国企業では社員に対し雇用形態での副業を認めている事例が非常に少ないとの指摘があること、雇用形態で副業を行う場合、本業と副業の労働時間を通算して所定の労働時間を超えた場合には割増賃金の支払いが必要となること、解雇規制等の適用関係が不明確であることなどから、業務委託形態を認めることによってこそ、ドライバー確保が進む。
- ・ライドシェアは、『自分の希望する時間に希望する場所で希望する時間だけ働ける』ものであって、ドライバーには仕事の諾否の自由があるから、使用従属を前提とする雇用契約には馴染まない。さらに、運営主体が安全管理の観点から、テクノロジーを活用してドライバーの稼働時間を管理したり、一定の場合に稼働を制限するとしても、指揮監督関係と評価すべきものではない。
 ≪ R5.12.12 規制改革推進会議地域活性化 WG 有志委員提出資料より抜粋 ≫

このように、政府審議会では、委員に「ライドシェア運転者はサラリードワーカー（給与所得者）ではない」、「事業者なのだ」とマインドコントロールをかけている。まさに、「役人主導の悪巧み、である。こうした常態で議論を進めるのでは、ライドシェア運転者の権利利益ファーストの結論を期待するのは不可能である。こうした大きな疑問符のつく政府内部での議論の仕方について、マスメディアや

労働組合、政党などの問題意識は極めて低い。

いずれにしろ、世界の動向も知っておく必要もある。例えば、アメリカのウーバー（Uber）社（ウーバーテクノロジーズ）のようなPF企業大手のライドシェア専用配車アプリでは、ライドシェア運転者の勤務や収支などをトータルに管理できるデザインになっている。また、仕事の受託率が一定量を下回る、顧客満足度が低いなどの場合は、アプリの登録が解除されて、ライドシェア運転者はアプリを突然使えなくなるなどの仕組みも装備されている。つまり、勤務成績・評価次第では、運転者は仕事ができなくなるのである。いわゆる、労働契約でいう「解雇、になるのに等しい。にもかかわらず、PF企業は、「自分らは運転者（ドライバー）と利用者（ユーザー）とを結びつける単なる仲介業者（マッチメーカー）である」との「原理主義、を貫く。

このようにアメリカ大手PF企業のライドシェアアプリは、「そのアプリを提供するPF企業はワーカーの雇用主ではない」のスタンスを基本とした造りになっている。結果、PF企業も、ライドシェアサービス利用者も、ライドシェア運転者の労働保障や社会保障負担は直接気にならなくてもよくなる。PF企業は、単なる配車アプリの利用・仲介手数料を徴収する存在であり、アプリを使ってサービスを利用するユーザーも、ワーカーが提供するサービスを超効率的に酷使できるから便利だというわけだ。

こうしたビジネスモデルは、瞬く間に世界的な広がりを見せた。消費者は安いモノやサービスに群がる傾向がある。しかし、安くするためには、労働コスト削減に傾きやすい。就労仲介アプリで働くワーカーの権利利益への浸食が止まらない。今や、各国は、こうしたワーカー（働き手）の権利利益を守るための対応に追われている。

わが国の政府審議会のスタンスが問われている。真にライドシェア運転者の権利利益を守ろうとしているのか、審議会のスタンスには大きな疑問符がつく。「運転者が足りない」という「ドサクサ、を悪用した「ショックドクトリン（shock doctrine）」、「火事場泥棒の新自由主義」政策ではダメである。アメリカ大手PF企業のライドシェアのビジネスモデルのコピーにお墨付きを与えるような愚策は要らない。

3 ライドシェア運転者と税

日本モデルには独自色がある。それは、タクシー



会社が運行を管理する仕組みになっていることである。また、ライドシェア運転者をやるということで、自用车を使う、あるいはタクシー会社から車両を借りて仕事をするとする。この場合、運転者はタクシー会社と雇用契約を結ばないといけな。つまり、自用车の運転者は給与所得者になる仕組みだ。当然、タクシー会社は、ライドシェア運転者の源泉徴収などの事務を担うことになる。

タクシー会社の介在なしでの運転者のライドシェアサービス提供を認めるかどうかについても議論されている。仮にタクシー会社の介在なしでのライドシェア運転者のサービス提供が法認され、しかも、運転者を配車アプリを提供するPF企業の従業員として扱わないとする。この場合、ライドシェア運転者は、事業所得者または雑所得者（業務に係る雑所得者）になる。これは、所得税や住民税上の納税義務である。【詳しくは、石村耕治・益子良一「問われるギグワーカー事業者課税」TCフォーラム研究報告2021年7号（2021年9月）TCフォーラム研究報告2021年7号 | 納税者権利憲章をつくる会 / TCフォーラム (tc-forum.net)、石村耕治「通達による『業務に係る雑所得』区分の明確化と租税法律主義～シェアリングエコノミー対応での『所得税基通35-2の改正』とは」TCフォーラム研究報告2022年6号（2022年11月）0e77ea9a9f1ac081d3c6c14da644c4e5.pdf (tc-forum.net)】。

ちなみに、最近の国税庁の「業務に係る雑所得」に関する税務通達【所得税基本通達35-2】は、就労仲介型PF企業のアプリを使って働くワーカーは給与所得者ではないとするPF企業の考え方／労働者分類を後押しするような内容である。

ライドシェア運転者は、状況によっては、消費税の申告納税をしないといけなくなる。ただ、消費税の申告があるかどうかは、仕事量やユーザー（利用顧客）にもよる。ユーザーが個人事業者の場合や企業の経費でライドシェアを利用している場合には、ライドシェア運転者は消費税の課税選択をして事業者登録（インボイス登録）しないといけなくなる。なぜならば、運転者が発行した領収書に登録事業者番号（インボイス登録番号）が記載されていないと、その領収書では、事業者であるユーザーが消費税の計算上仕入税額控除（前段階控除）ができなくなることもあるからである。

そもそもPF企業がライドシェア運転者に提供する配車アプリが、免税事業者であっても課税選択を事実上強制するデザインになっている場合

は、ライドシェア運転者は消費税の申告から逃れられない。消費税の帳簿方式からインボイス方式への転換に伴い個人タクシー運転者に降りかかっている消費課税問題は、ライドシェア運転者にも降りかかってくる。

ライドシェア運転者は、消費税の申告納税が必要になると、帳簿をつけたうえで「帳簿とインボイス」を保存（5年または7年間）しておく義務もある。

ライドシェア運転者は、一般の個人事業主と同様に、税務調査の対象になる。その結果次第では、追加納税や加算税も払わないといけなくなる。

このように、ライドシェア運転者は、タクシー会社の従業員（社員）扱いきれないとなると、税金に関する事務はかなりややこしくなる。

この点、日本モデルでは、配車アプリを使って仕事をするライドシェア運転者はタクシー会社の従業員であり、しかも、運転者の研修や勤務管理はタクシー会社が行うデザインになっている。現時点では、アメリカなどのモデルとは異なる。

しかし、日本モデルは、今後大きく変容する可能性を秘めている。タクシー会社がライドシェア運転者の面倒をみてもあまりメリットがないと思うかもしれないからである。また、アメリカPF企業大手からの「外圧」もありうる。

わが国でも、配車アプリを使うライドシェアにおいても、タクシー会社の介在なしでの運転者のサービス提供が認める方向に向かうのではないかと。となると、税金面では、PF企業の配車アプリを使って仕事をするライドシェア運転者は、食事／料理の出前ワーカーや荷物の宅配ワーカーと同じような取扱いになる。

いずれにしろ、PF企業の配車アプリを使い雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をするライドシェア運転者を、配車アプリを提供するPF企業の「従業員（employee）」と扱うのか、それとも「事業者（independent contractor）」と扱うのかは今後、より重い課題となる。ライドシェア運転者を、副業（sideline）ではなく、本業（primary）としてやっているワーカー（働き手）にとってはとりわけである。なぜならば、配車アプリを提供するPF企業の従業員ではなく、個人事業者、事業所得者とされると、所得税の申告に加え、消費税の申告も必要になる可能性が高いからである。

もちろん、税制面で、ライドシェア運転者と個人タクシー運転者とをどう差別化するか、あるいは対等化するかの問題も絡んでくる。

確かに、ウーバー（Uber）社のようなPF企

業は宣伝広告 (PR) がうまい。「自用车 (乗用車、自転車、バイクなど) とスマートフォンがあり、自社のアプリ (apps) を使えば誰でもスタートアップ (起業) できる!」。「ワーカー全員が経営者を目指す時代だ!」のようなキャッチで、仕事の勧誘をする。これら PF 企業の就労仲介アプリを使い、オンデマンド (単発) で、自用车で有料のライドシェア (相乗りサービス) 運転者 (rideshare driver)、特定企業専属の請負配達運転者、あるいは食事/料理の配達員 (delivery driver) として稼ぐことを勧める。

しかし、現実には、そんなに甘くはない。「名ばかり経営者」の大量出現で、社会は「働いても貧しい人たち (the working poor)」で埋め尽くされるかもしれない。「勤め人はイヤだ。俺はビッグになりたい!」。税理士を雇って税金の申告をお願いし、自分は個人事業主として「好きなときに好きなだけ働く」という「夢」もわからないでもない。しかし、「悪夢」になる方が多いのではないか。

国や地域によっては、こうした現実を深刻に受け止めている。立法措置により、配車アプリを使って本業でライドシェア運転者をしている場合には、配車アプリを提供する PF 企業の「従業員」とみなすところもある。配車アプリを提供する PF 企業が、配車アプリを駆使して運転者の指揮監督や勤務評定などを行っているというのが主な理由だ。また、ライドシェア運転者を従業員と扱うことにより、運転者やその家族の生活を保障しようというねらいもある。ライドシェア運転者に、「やむを得ず非正規」、ギグワーカーをしているケースが多いことも織り込んでのことである。

加えて、国や地域によっては、司法 (裁判所) が、こうした現実を直視し、法の適用・解釈で対応している。すでに紹介したが、イギリスがその一例である。

イギリスの最高裁判所 (U.K. Supreme Court) は、配車アプリを提供する PF 企業が、配車アプリを通じてライドシェア運転者をトータルに指揮監督していると判断した。また、この点を根拠に、ライドシェア運転者は配車アプリを提供する PF 企業の従業員であり、支払われた報酬を



■イギリス最高裁判事 (Public use)

「事業所得 (business income)」ではなく「給与 (employment income)」とした。同時に、配車アプリを提供する PF 企業に対して、ライドシェア運転者を従業員として扱い、すべての従業員が等しく享受できる有給休暇や傷病手当などを含む労働者保障や社会保障給付をするように命じた (CNN ニュース 116 号【表 11】参照)。

わが国でも、ライドシェアを解禁した以上は、働き方の選択の自由とともに、働き手であるライドシェア運転者の権利利益を守ることも考えないといけない。今後の展開によっては、PF 企業の配車アプリを使い雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をするライドシェア運転者を、配車アプリを提供する PF 企業の従業員とするのを「原則」とする旨を、法律に書き込む必要があるのではないか。



(Public use)

まさに「労働者の権利は人権である (Workers' Rights are Human Rights)」ことを忘れた議論や法律は有害である。

◎むすびにかえて

～ライドシェア運転者保護の課題

就労仲介型プラットフォーム企業 (PF 企業) のアプリを使って、労務コストを最小化してワーカー (働き手) に雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をさせるビジネスモデルの発祥地はアメリカ・カリフォルニアである。このビジネスモデルは、デジタル化の大波に乗り、世界的な広がりを見せた。

このビジネスモデルは、格差社会を拡大させる新自由主義派の「傑作」とも評される。新自由主義派の「傑作」でも、ワーカー (働き手) にとっては、最低賃金、残業代、有給休暇、労働者補償などをすべてそぎ取り、自分らを使い捨てにする「駄作」のように映る。就労仲介型 PF 企業のアプリを使って働くワーカーは、アプリを提供する PF 企業の「従業員 (employee)」なのか、それとも「事業者 (independent contractor)」なのかは、アメリカでもいまだ論争が絶えない。

カリフォルニア州 (加州) の司法 (州最高裁判所) は、2018 年 4 月末に、「就労仲介型 PF 企業のアプリを使って働くワーカーは、PF 企業の「従業員 (employee)」である」との判断をくださった

(2018年4月30日加州最高裁ダイナメックス判決。詳しくは、CNN ニュース 116号 20頁参照)。

しかし、このビジネスモデルの発祥地でもある加州のPF企業界は、この司法判断に不満を募らせた。この司法判断を覆すため、州の住民投票による州憲法改正に動いた。

大方の予想に反して、加州PF企業界の作戦は成功した。すなわち、カリフォルニア州(加州)では、2020年11月3日に、州憲法の改正をめざした「プロップ22 / Prop 22」のタイトルの住民投票が成立したのである。



(Public use)

この憲法改正は、スマートフォンアプリ (apps) で、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業 (digital work platforms) が提供する就労情報を使って雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をするワーカーを、加州の法律適用においては、従業員ではなく、自営業者 / 個人事業者 (一人親方) と取り扱うものである。つまり、この種のワーカーは、「労働者分類 (worker classification)」が関係してくる加州の一定の法律適用においては、「従業員 (employee)」ではなく、「個人事業主 (independent contractor)」であると州憲法で確認するものである。

プロップ22 / Prop 22の成立により州憲法が修正され、加州法の適用において、PF企業の就労仲介アプリを使い自動車 (乗用車、自転車、バイクなど) で有料サービスをするワーカーは、就労仲介アプリを提供するPF企業の「従業員」ではなく、「個人事業者」として取り扱われることになった。この取扱いは、ライドシェア (相乗りサービス) 運転者、特定企業専属の請負配達運転者、料理・食事の配達員など多岐に及ぶ。

加州はブルーステート (blue state) と呼ばれ、民主党支持の住民が多い州の1つである。ギャビン・ニューサム州知事も民主党所属である。住民は概してリベラルで、州議会には、働く者や消費者の権利利益の保護には熱意がある議員が多い。当初から、プロップ22 / Prop 22のような住民投票案は、加州には似合わないという声が強かった。

この住民投票案の立役者は、ウーバー (Uber) 社やリフト (Lyft) 社など就労仲介型デジタルプラットフォーム (PF) 業界である。彼らは、巨額の資金を投入し、なりふり構わない姿勢で州民を

政治誘導した。

デジタルプラットフォーム企業界は、次のような趣旨の政治キャンペーンを張った。

【表17】加州プロップ22でのPF企業のPR:「経営者を目指そう！」

非正規ワーカーを「やむを得ず」やっていると見るのは「迷信、あるいは「古い考え方」である。今日、人々の働き方に対する意識は大きく変わってきている。「あえて非正規」で、1人親方になる、経営者の道を選ぶ人が多い。こうした働き方を尊重・支援するには、プロップ22 / Prop 22の成立は必要不可欠である。

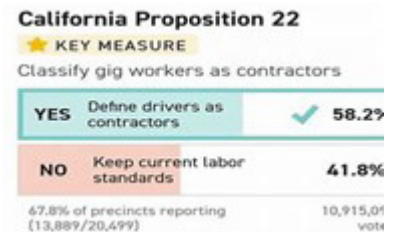
大方の予想では、プロップ22 / Prop 22は成立しないものと見られていた。ところが、ふたを開けてみると、住民投票 (プロップ22 / Prop 22) は、賛成58.63%強、反対41.37%で成立した。

住民投票の成立により、加州では、就労仲介型PF企業は、そのPF企業が提供するアプリ

を使って働くワーカーの雇用主 (employer) ではなくなった。ワーカーの税・労働・社会保障環境は一変した。

まず、この種のワーカーへの支払は、「非給与」扱いになった。連邦所得税法上、「給与」は支払の際に源泉徴収がある。しかし、「非給与」の支払では源泉徴収が要らない。代わりに、ワーカーは、「自営業者税 (self-employment tax / SECA tax)」を負担し、所得金額によっては「予定納税 (estimated taxes)」も、しないといけなくなる【詳しくは、石村耕治「アメリカの給与にかかる源泉課税手続」国民税制研究 第9号 | 国民税制研究所 (jti-web.net)】。同時に、ワーカーは、事業者として扱われることから、正規の従業員として享受できる有給休暇や失業保険給付など労働保障上の各種権利利益を享受できなくなった。

一方のプラットフォーム企業は、労働法上のさまざまな従業員保護義務から解放された。加えて、各種労働保障・社会保障の雇用主分の負担もいなくなった。格差社会を拡大させる新自由主義の「傑作」とも評されるビジネスモデルが州憲法でお墨付きを得たのではあるが、就労仲介PFのアプリ



(Public use)

リ (digital work platform apps) を使って働くワーカーへの影響は計り知れないほど深刻である。

住民投票 (プロップ 22 / Prop 22) の成立で、加州で就労仲介 PF アプリを使って雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をするワーカーは、まさに「名ばかり事業者」で、ますます追い詰められている。ワーカーに対する就労仲介アプリを使った PF 企業側のデジタル監視は強まる一方である。加州でのこの種のワーカーの労働権 (人権) は風前の灯と化している。

加州の住民投票 (プロップ 22 / Prop 22、「加州方式」) は、まさに「反面教師」である。就労仲介アプリをツールに、ワーカーを効率的に働かせる・ブローラー化する加州方式が全米に広がることが懸念される。

住民投票 (プロップ 22 / Prop 22) の成立後、ライドシェア運転者などは労働組合などと連帯して、加州裁判所に、プロップ 22 / Prop 22 は憲法違反であるとして訴えを起こした。しかし、加州最高裁判所は、いまだ最終的な判断をくだしていない。一方、ウーバー社など、プロップ 22 / Prop 22 を成立させた IT 企業側は、プロップ 22 / Prop 22 の住民投票の結果を無効にするには、新たな住民投票 (Prop) の可決によるべきであると反論している。

バイデン政権は、こうした行き過ぎた「資本の論理」を貫徹する州法 (加州方式) を無効化しないとイケない、と厳しく批判した。「連邦法でこのカテゴリーのワーカーを従業者とみなす新たな回路を拓こう!」と訴えている。しかし、連邦議会下院は野党共和党が多数を占める。バイデン政権によるこの面での対応は遅々として進んでいない。

2024 年 4 月 8 日に日本版ライドシェア (日本モデル) は解禁された。現時点で、日本モデルでは、ライドシェア運転者の研修や勤務管理は、タクシー会社が行う。つまり、ライドシェア運転者は、PF 企業の配車アプリを使うが、おおむねタクシー会社の従業者となるデザイン (設計) になっている。

しかし、政府は、タクシー会社以外の企業の参入を可能とする環境整備について、2024 年 6 月に結論を出すことをメドに検討を進めている。ということは、今後、ライドシェアの運転者が、タクシー会社の手を離れ、個人事業主である個人タクシーのような存在になることが容易に想定できる。

わが国は「資本の自由化」を国是としている。ウーバー (Uber) 社など外資の PF 企業のライドシェア専用配車アプリの国内参入を阻むことは

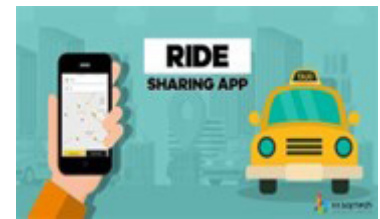
できない。自家用車を使ったウーバー (Uber) 社系のライドシェア運転者の出現も想定される。ということ

は、タクシー会社には所属せずに配車アプリを使い一匹狼的にライドシェア運転者となる人が出てきて当たり前になる。

ちなみに、ウーバー (Uber) 社のライドシェア運転者に提供する配車アプリでは、仕事引受率が一定量を下回る、顧客満足度が低いなどの場合は、アプリの登録が解除されて仕事ができなくなるなどの仕組みが装備されている。このように、配車アプリを通じて、ウーバー (Uber) 社側が、ワーカー (働き手) である運転者を完全に指揮・監督できる。報酬や手数料などについても、ウーバー (Uber) 社側が決定権を持っている。したがって、ライドシェア運転者とウーバー (Uber) 社との間の契約は、もはや単なる外注、業務請負契約、業務委託契約とはいえない。これは、同業他社のアプリでもほぼ同じである。

ライドシェア運転者をめぐる人の考えは皆同じではない。自分自身が本当に幸せを感じる仕事を求めて「あえて非正規」のライドシェア運転者を望む人もいるはずだ。その一方で、「やむを得ず非正規」のライドシェア運転者になる人もいる。このことから、新たなライドシェア運転者をめぐる税・労働保障・社会保障の制度設計においてはきめ細かさが重要になる。ライドシェア運転者が「本業」思考なのか、「副業」思考なのか、「あえて非正規」思考なのか、「やむを得ず」思考なのかなど、さまざまな要因を織り込まないとイケない。もちろん、それほど遠くない将来、AI を駆使した「ロボタク (ロボットタクシー)」が街中を走り出すだろう。ライドシェア運転者には、新たな試練となるかも知れない。

また、ライドシェア運転者をめぐる税・労働保障・社会保障の制度設計上の課題は、ギグワーカー、フリーランスワーカーなど雇用類似の働き方 (雇用なき働き方) をするワーカーに共通する課題でもある。ライドシェア運転者と、料理/食事の配達員などの間のバランスも重視しないとイケない。いずれにしろ、就労仲介型プラットフォーム企業 (PF 企業) のアプリを使って働く人は、その PF 企業の従業者とするのを「原則」とする旨を、法律に書き込む必要がある。



(Public use)

雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をするワーカーの雇用は概して不安定である。収入も正規の7割程度に留まるとの統計もある。収入が低いと収める年金保険料なども少なくなるから、あながち悪いことではないように見える。しかし、長いスパンで見ると、十分な年金を受け取れず貧困の罠にはまる心配もある。

やはり、ライドシェア運転者をめぐる税・労働

保障・社会保障の制度設計で、行き過ぎた市場主義ファーストに走るのはいただけない。また、確かに「働きたいとき、好きなときにだけ働く」の労働観もわからないではない。しかし、そうした労働観を資本の側がもてあそび、悪用する心配があることを忘れてはいけない。労働の側にも、資本の側にも、イソップの「アリとキリギリス」の話をもう一度読み返すことを薦めたい。

【論評】 ライドシェア全面解禁に待った！！

“ライドシェア運転者は従業者”のルール確立を！！

CNNニュース編集局

ライドシェアの6月全面解禁について、政府・与党内で意見が分かれ、結論は先送りされた。ファナティックな河野規制改革担当大臣（デジタル相）がライドシェア全面解禁の推進派の急先鋒だ。一方、斉藤国土交通大臣は慎重な姿勢だ。

ライドシェア全面解禁反対派

- ・自民党系のタクシー・ハイヤー議員連盟
- ・全国ハイヤー・タクシー連合会
- ・日本共産党
- ・全国交通労働組合連合会／全国自動車交通労働組案総連合会
- ・日本労働弁護団

ライドシェア全面解禁慎重派

- ・立憲民主党
- ・公明党（与党国土交通大臣）

ライドシェア全面解禁推進派

- ・自民党（デジタル相）
- ・財界

運営会社をタクシー会社に限定した「日本版ライドシェア（相乗り）サービス」が4月からスタートした。日本版ライドシェアでは、海外とは異なり、ライドシェアアプリで気軽に運転者として働くことができず、規制が強すぎるとの声もある。

ライドシェアアプリの世界最大手企業は、米ウーバー社（Uber Technologies, Inc.）だ。日本でも、ウーバージャパン（Uber Japan）としてすでに足場を築いている。わが国では、アメリカのようにライドシェア運転者をスマホアプリで徹底監視し、奴隷労働を強いるビジネスモデルを完全に展開できていない。ウーバー社の事業の柱

は、いまだタクシー配車アプリに留まっている。

イランで生まれ難民としてアメリカに逃れて努力の末、米ウーバー社のトップとなったCEOが来日した。CEOは、ウーバー社のライドシェアアプリを通じて、わが国のライドシェア全面解禁の支援を行うとアナウンスした。

ところが、与党公明党、斉藤国土交通大臣が、結論を先送するとアナウンスした。この齟齬（そご）をどうとらえたらよいのだろうか。海外のハゲタカIT企業のビジネスモデルで日本の運転者が奴隷労働に就くのはいただけない、とする声もある。一方で、「ユーザーファースト」の視点が欠けているとの批判もある。

最大の課題は、ライドシェアは雇用類似の働き方を想定した仕組みで、雇用契約ではなく、請負契約であることではないか。米ウーバー社のひび元、カリフォルニア州では、スマホアプリで隷従を強いられ、「働いても貧しい人たち（ワーキングプア）」、「名ばかり経営者」を量産するビジネスモデルへの賛否で大揺れである。

イギリスなど労働者を大事にする諸国では、ライドシェア運転者にライドシェアアプリを提供するウーバー社などIT企業が雇用する労働者（従業者）とする方向に向かっている。

ところが、わが国では、政府審議会が、ライドシェア運転者を自営業者として扱うことを当り前のスタンスで、議論を重ねている。入口で大きな間違いを犯している。各種社会保険や労働保険などのない労働者を量産するのは、未来志向に欠けた愚策である。ライドシェア運転者は、原則、ライドシェアアプリを提供するウーバー社などIT企業の従業者として取り扱う形で議論を進めないといけない。労働者の権利は人権である。

石村 PIJ 代表に CNN ニュース編集局が聞く！！

オーストラリアの2024年デジタルID法を読む（上）

Q&A：オーストラリアのスマホ直接搭載デジタルID

— デジタルIDはスマホ直接搭載が世界の流れ —

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

【プロローグ】

社会経済活動や行政サービスは、リアル（対面／オフライン）からネット（電子／オンライン／デジタル／サイバー）空間へと急激にその裾野を広げてきている。利便性が高まる一方で、さまざまなネット／サイバー犯罪が急増している。「ネット空間で、どのように正確に本人確認・本人認証（ID／Identity）を行うか」はますます重要になっている。

市民・納税者（ユーザー）が、オンライン取引・申請・申告のために民間や行政機関のWebサイトにログイン（サインイン）するとする。その場合には、一般に、ユーザーの身元確認／本人認証のための「デジタルID（デジタルアイデンティティ／アイデンティティ／digital identity）」が必要になる。「デジタルID（digital identity）」とは、ネット／オンライン空間で通用する身分証明書／本人確認証といえる。

デジタルIDとは、身近な例をあげると、オンライン契約・申請・申告などでWebサイト（ホームページ）にログイン（サインイン）する際に必要となる「ID＋パスワード」や「ワンタイムパスワード（パスコード、セキュリティコードともいう。）」、「公開鍵（PKI）式電子証明書」などのことである。

デジタルIDは、Webサイトが、官のものか、民のものかを問わず、さらにはどこの国かを問わず、オンライン契約・申請・申告などをする場合には必須である。

ネットがない時代に、国家は、リアル（対面）用の本人確認・本人認証（ID）・監視のためのツール（道具）として、紙やプラスチック製の国民番号（共通番号）カードを発行してきた。

その後、社会経済活動や行政サービスのオンライン化に伴いデジタルIDの必要性が増してき

た。そこで、国家は、ICT（情報通信技術）も採り入れて、対面用のIDとデジタルID双方の機能を持つ官製のIC（集積回路）カードを発行するようになった。わが国のマイナンバー（共通番号）ICカード（「マイナICカード」）が一例である。

ネットを通じたオンライン契約・申請・申告に、「パソコン（PC）」を使う時代が長く続いた。この時代には、官製のデジタルIDを格納した共通番号ICカードは、ICカードリーダーで読み取ることで使うことができた。しかし、ネットを使う際の機器が、パソコン（PC）中心からスマートフォン（スマホ）やタブレットのような移動端末（モバイル端末／スマートデバイス）中心に大きく変容した。それに今や、ICカードに装備された対面用（リアル）IDやデジタルIDなどの機能は、すべて直接スマホにインストール（装備／格納／搭載）できる時代に入っている。

結果、スマホに不具合なICカードは時代遅れのツールとなり、わが国のマイナICカードのような官製のICカードを発行しない国が増えている。また、官製のデジタルIDは、ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] からアプリをダウンロードして、スマホなどにインストール（装備／格納／搭載）するのが普通になってきている。ユーザーは、アプリを開いて画面で基本的な個人情報などを設定・入力し、自分用のデジタル（myGov）IDアカウントを設定・入手（インストール）する手順を踏めばいいだけである。

災害時に、いまや、大半の市民はスマホを身から離さずに持って避難するのが常である。マイナICカードなどは二の次である。この現実から見ても、マイナICカードを国民全員に持たせようとする考えが時代遅れで、いかに愚策かが

分かる。マイナICカードの取得を強要し、ユーザーにログインする度にカード機能をスマホなどに読み込ませる使い勝手の悪いやり方も愚策で、血税の無駄遣いである。

オーストラリアでは、日本の共通番号(マイナンバー)制度のような国民総背番号や官製の共通デジタルIDを格納した官製のICカードを発行していない。かつては、「オーストラリアンカード(Australian Card)」という呼び名で、リアル(対面/オフライン)で使う総背番号制導入をめざしたこともあった。しかし、国民から厳しい批判を受けて導入を断念した。現在は、さまざまな行政機関はそれぞれ、用途・分野別の限定番号を使っている。例えば、税の分野では、国税庁(ATO = Australian Taxation Office)は納税者番号(TFN = Tax file Number)を使っている。

オーストラリアは広大な国土を持つ。しかし、人口は2,660万人余りと日本の5分の1程度で少ない。このことが久しく、行政サービスの利便性・効率性を阻む最大の原因であった。オーストラリアにとり、インターネットの出現は、まさに救世主になった。ネット空間に各種行政サービスWebサイトユーザーの接続ハブ(nodal hub) [ネットワーク接続拠点] となる電子政府(e-Gov)プラットフォーム/ポータルサイト/Webポータル(以下「ポータル」または「ポータルサイト」ともいう。)を構築し、行政サービスのオンライン化を着々と進めてきた。

電子政府(e-Gov)ポータルサイトは、ユーザーである市民・納税者に使い勝手のよいものでないと利用が広がらない。しかも、いまや、パソコン(PC)ではなく、スマホ(「スマートデバイス(smart device)」、「モバイルデバイス(mobile device)」)全盛の時代である。「モバイルファースト(mobile first) / 移動端末・モバイルデバイス優先」をモットーに、ICカードは使わないスマホユーザーにフレンドリーな電子政府(e-Gov)モデルが求められる。つまり、税(tax)や公的年金(supr / superannuation)をはじめとした各種社会保障(social welfare)に関するオンライン申請・申告の飛躍的拡大には、スマホファーストの電子政府(e-Gov)モデルが必須である。

オーストラリアの電子政府ポータルサイトは、「マイガブ/myGov」と呼ばれる。このポータルは、「接続ハブ(nodal hub)」、いわゆる「止

まり木」、「ネットワーク接続拠点」である。このポータルには、130を超える連邦・州・準州の各種行政サービス公式Webサイトがリンクしている。

市民・納税者(ユーザー)は、インターネットとスマホやパソコン(PC)を使って各種行政サービス公式Webサイトにアクセスし、オンライン申請や申告ができる。

【表1】マイガブ/myGovポータルとリンクする行政サービスWebサイトの例

- ・国税庁(ATO = Australian Taxation Office)【税と公的年金保険料の徴収業務】
- ・センターリンク(Centrelink)【雇用保険等の業務】
- ・子ども支援(Child Support)
- ・健康・高齢者介護省申請ポータル(Department of Health and Aged Care Applications Portal)
- ・退役軍人省(Department of Veterans' Affairs)
- ・ビクトリア州住宅局オンラインサービス(HousingVic Online Services)
- ・個人保健医療識別子サービス(Individual Healthcare Identifiers service)
- ・健康保険(Medicare)
- ・マイ高齢介護(My Aged Care)
- ・マイ健康記録(My Health Record)
- ・全国ガン検査記録簿(National Cancer Screening Register)
- ・全国障害者保険制度(National Disability Insurance Scheme)
- ・全国矯正制度(National Redress Scheme)
- ・ビクトリア州歳入局(State Revenue Office Victoria)
- ・学生識別子(USI = Unique Student Identifier)
- ・職業紹介所(Workforce Australia)
- ・その他

オーストラリアで、マイガブ/myGovポータルにリンクする行政機関のWebサイトにログインし申請ないし申告をするとする。その際には、電子納税申告(myTax)などのケースを除き、おおむね官製のデジタルID(government-based digital identity)である「マイガブID/myGovID」を使わないといけない。すなわち、オーストラリアでは、市民・納税者であるユーザーが、ほとんどの行政機関Webサイトでのオンライン申請・申告には、デジタルIDとして、自分でスマホなどにインストール(入手)した官製のmyGovIDが必要になる。オーストラリアの仕組みは、アメリカのように各行政機関が

民間のデジタルIDを市場から調達してユーザーに提供する仕組みとは異なる。

わが国では、ユーザーが接続ハブであるマイナポータルや、マイナポータルとリンクする国や自治体の各種 Web サイトにログインしオンライン申請・申告をとする。その際に、ユーザーは、法律や条例に定めた特定の事務（サービス）には、必ず公開鍵 [JPKI / 電子証明書] 式の官製の共通デジタルID [公的デジタル個人認証制度]（いわゆる「デジタルマイナンバー」）を使わないといけないことになっている。

主要な行政事務のオンライン申請・申告で、官製の共通デジタルIDの利用が義務づけられるという点では、オーストラリアと日本は、似ている。

ただ、ユーザーである市民・納税者が官製の共通デジタルIDを入手する方法は異なる。日本では、官製の共通デジタルIDである「JPKI（公開鍵）式電子証明書」（以下「JPKI 式電子証明書」、「デジタルマイナンバー」ともいう。）をマイナICカードに格納したうえで配付している。一方、オーストラリアでは、官製の共通デジタルIDアプリを各ユーザーがネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] からスマホなどにダウンロードして自分のアカウントを設定・入手（インストール）する仕組みになっている。今やどこの国でも行政の電子化・デジタル化が進み、スマホを使ったオンライン申請・申告が一般化してきている。スマホユーザーは、官製の共通デジタルIDを格納したICカードの配付を受けても、どうにも使い勝手が悪いわけである。オーストラリアのデジタルID入手方法はスマホ全盛時代にマッチしたスマートデバイス・フレンドリー（親和性）なやり方といえる。

■ myGov アカウントの開設



(Public use)

オーストラリアにおいて、市民・納税者（ユーザー）が、オーストラリア政府の接続ハブである myGov ポータルサイトにリンクする行政機関の Web サイトにログインしてオンライン申請・申告をとする。この場合、ユーザーが

最初にしないといけない作業は、行政サービスにより多少異なる。しかし、共通する作業は、① myGov アカウントの開設、②官製のデジタルIDである myGovID の入手、③ myGov アカウントと各行政機関とのリンク（紐づけ）の3つである。おおまかにまとめてみると、次のとおりである。

【表2】 オンライン申請・申告で、市民・納税者がしないといけない基本作業

① myGov アカウントの開設

ユーザーである市民・納税者は、まず、myGov アカウントを開設しないといけない。スマホないしパソコン (PC) で、ネットから連邦政府の MyGov 公式 Web サイト (Create a myGov account | myGov/) にアクセスする。そのうえで、次の3つのうち、いずれかの方法で手続を進めることができる。

- ①マイガブID / myGovID を使う：ただし、ユーザーがすでに、官製のマイガブID / myGovID を取得している場合に限られる。また、本人確認強度 (IP Proofing level) 【「低 (IP1・Basic)」・「標準 (IP2・Standard)」・「IP3・強 (Strong)」のいずれかのランク】は、少なくとも「IP2・標準」強度ランクの myGovID を取得していることが条件となる。
- ②メールアドレスを使う：個人用のメールアドレスに限る。このことから、他の人と共用 (例えば、夫婦共同) のメールアドレスは不可
- ③オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使う

《②メールアドレスを使う場合》

ユーザーである市民・納税者が、myGov アカウントの開設に、②メールアドレスを使うとする。この場合には、次のような手順になる。

- ④「アカウントの開設 (Create a myGov account)」をクリックする。次に、
- ⑤メールアドレスを入力する。すると、セキュリティコード (ワンタイムパスコード) が届く。Next をクリックして、届いたセキュリティコードを入力する。次に、
- ⑥オーストラリアの携帯スマホ電話番号 (ただし、選択) を入力する。次に、
- ⑦パスワードを決めて2回入力する。次に、
- ⑧2つの秘密の質問を選び、回答する。次に、
- ⑨ログインの際に、自己のユーザーネームとメールアドレスのどちらでも可にする。

これで、おおむね myGov アカウント設定は完成である。あとは、ホーム画面の「Profile」から、住所や電話番号など基本的な個人情報を入力する。

ユーザーは、一度 myGov アカウントを作成

すると、有効期限内ならば何度でも利用できる。ただし、ユーザーは、自己のmyGovアカウントとmyGovポータルサイトに接続する各種行政サービス公式Webサイトにリンク(紐づけ)する作業をしないと行けない。すなわち、ユーザーは、自分の必要に応じてリンク(紐づけ)した範囲の特定の行政サービス公式Webサイトに限りログインできるわけである。

② myGovID【デジタルID】のインストール(入手)

オーストラリアでは、ユーザーである市民・納税者が官製のデジタルIDであるマイガブID/myGovIDは、ネット上のアプリストアからmyGovIDアプリを自分のスマホなどにダウンロードし、個人情報などを入力し、自分のmyGovIDを作成する方法を採用している。その手順は、次のとおりである。

- ① ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] から、myGovID アプリを、自分のスマホ・タブレット端末・パソコン(PC)などにダウンロードする。次に、
- ② アプリを開いて画面で、氏名や生年月日、メールアドレスなどを入力するとともに、パスワードを設定・入力する。
- ③ SMS (ショートメッセージシステム) などで届いたセキュリティコード (ワンタイムパスコード) を入力する。次に、
- ④ 本人確認強度 (IP Proofing level) を設定し本人確認を行う。これでおおむね手続は完了である。

なお、求められる強度ランク (strength) は、本人がオンライン申請・申告する行政事務 (サービス) の種類により異なる。例えば、電子納税申告 (myTax) では、「IP2・標準」ランクの強度が必要になる。強度ランクの設定にあたり必要となる本人確認証票としては、運転免許証または仮運転免許証、パスポート (有効期限が3年以上)、出生証明書、ビザ (外国のパスポートの場合)、市民権証明書、入国管理カード (ImmiCard)、健康保険証 (Medicare Card) などである。ユーザーが必要とする強度ランクにより準備すべき証票やデータは異なる。「IP3・強 (Strong)」を設定する場合は、顔認証データを入力しないと行けない。通例スマホのカメラで読み込む。

myGovID は、15歳以上の個人居住者であれば任意で入手することができる。myGovID アプリは無料、有効期限は2年間 (ただし、更新可) となっている。

③ myGov と申請・申告機関とのリンク(紐づけ)

ユーザー (市民・納税者) は、マイガブ/myGov アカウントを開設すると、利用開始に先立ち、マイガブ/myGov アカウントをリンク先機関の Web サイトにつなげる紐づけ作

業をしないと行けない。例えば、ユーザーが、ATO (連邦課税庁) から自分の納税情報や公的年金情を入手したいとする。この場合、ユーザーは、自分のmyGovアカウントとATO (オーストラリア国税庁) とリンク(紐づけ)しないと行けない。

リンク(紐づけ)には、次のような方法がある。

- ① myGovID を使う方法
- ② オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使う方法
- ③ その他

《② オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使う方法》

ユーザーである市民・納税者が、② オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使ってリンクするとする。

リンクの手順は、おおまかにいうと、次のとおりである。

- ① ネットから myGov 公式 Web サイトにアクセスし、「View and link service」を開くと、ホーム画面に「リンク先 (Link a service)」が表示される。次に、
- ② 「国税庁 (ATO = Australian Taxation Office)」を選ぶ。次に、
- ③ 「continue」をクリックする。そこに表記されている名前と生年月日に同意する。次に、
- ④ 「terms and conditions」と「privacy notices」を読み、同意する。次に、
- ⑤ 人を特定する情報【氏名・生年月日・住所・納税者番号 (TFN) を入力する。次に、
- ⑥ 「あなたに関する質問 (Questions specific to you.)」を選び、個人を特定できる情報2つ【例えば、Super/年金口座情報と雇用主発行の源泉徴収票 (PAYG) を入力する。【ただし、ATO 以外の行政機関の場合は、他の個人を特定できる質問に対する回答情報を入力する。】

マイガブID/myGovIDは、わが国のJPKI (公開鍵) 式電子証明書 [デジタルマイナンバー] とは異なる技術仕様のデジタルIDである。しかし、すでにふれたように「官製の共通デジタルID」とであるという点では、わが国のマイナICカードの装備されているJPKI式のデジタルIDと似たような存在である。

わが国では、オンラインで行政サービスの申請・申告をするには、マイナンバーカード (マイナICカード) を取得し、ICチップ部分に格納されている官製のデジタルIDである公開鍵 (JPKI)、いわゆる「デジタルマイナンバー」を読み取る作業をしないと行けない。しかも、ス

マホの場合、読み取りができるのは、NFC または Felica 機能のある機種に限られる。マイナ IC カードには多様な機能が格納されている。ユーザーはログインする度にカードに格納されたすべての機能をスマホなどに読み込ませる面倒な作業を求められ、手続が煩雑過ぎ、使い勝手も悪すぎる。

この点、オーストラリアの場合は、ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] から、マイガブ ID / myGovID アプリをダウンロードし、政府の「マイガブ ID / myGovID (デジタル ID) サイト」に入って、スマホ画面上でデジタル ID アカウントを生成・スマホなどにインストール (装備) できる仕組みになっている。いったんアプリを装備すると、2 年間 (ただし、更新可) は使い放題になっている。

オーストラリアでは、官民のさまざまな分野で、Web サイトにアクセスして電子 / オンライン / デジタルでサービス (以下「オンラインサービス」) を受けるのが飛躍的に拡大してきた。オンラインサービスを受ける際に本人確認 / 本人認証に使うデジタル ID が必要になる。オーストラリアの場合、2019 年 10 月に導入された官製のデジタル ID であるマイガブ / myGovID や、アップル Wallet のような民間のデジタル ID が幅広く使われてきた。一方で、オンラインサービスの拡大に伴い、大規模なデータ漏洩 (data

breach) や、ATO (国税庁) やセンターリンク、myGov (電子政府) の名を装ったスキャンメールを使った詐欺や個人データ窃取が急増した。官民で幅広く使われているデジタル ID が、必ずしもサイバー犯罪には万全なものではなかったからである。

連邦政府は、オーストラリアにおける「信頼できるデジタル ID の枠組み (TDIF = Trusted Digital Identity Framework)」を確立するための努力を重ねてきた。しかし、これら官民のデジタル ID を評価し認証することで、データセキュリティを確保し、個人データやプライバシーを十分に保護するための基本法制が整備されていなかった。このため、歴代の政権は法制整備に向けた努力を続けてきた。

その後、現在のアルバニー首相率いる労働党政権は、2024 年 4 月 3 日に、2024 年デジタル ID 法案 (Digital ID Bill 2024) の連邦議会上院通過に成功し、連邦議会下院に送られた。

オーストラリアの IC カードを使わない電子政府 (myGov) モデルのもとでの税務行政のオンライン化・デジタル化や電子申告 (myTax)、さらには、デジタル ID 法 (Digital ID Act 2024) の内容について、石村耕治 PIJ 代表に、CNN ニュース編集局が聞いた。

(CNNニュース編集局)

《コンテンツ》

第 1 部 オーストラリアのスマホ直接搭載デジタル ID とは (上)

- デジタル ID はスマホ直接搭載が世界の流れ～オーストラリアの実情を調べる
- 豪の電子政府 (myGov) ポータルサイトと myGovID
- ATO でのオンライン申請・申告の場合
- デジタル ID / myGovID アプリはアプリストアから入手
- 官製デジタル ID 取得方法の日豪比較
- オーストラリアの官製デジタル ID の種類
- myGovID の強度ランク選択の要件と使い道
- myGov アカウント作成とは
- myGov アカウント作成の実際
- myGov アカウントと各行政機関 Web サイトとのリンク

- myGov アカウントと ATO とのリンクの実際
- リンク (紐づけ) トラブル対策 Q&A
- 添付資料保存ツール (myDeductios) とは何か
- 企業の代表者・代理人が申請・申告で行政 Web にアクセスする仕組み
- 豪州での税理士制度の基本
- 豪州での税務代理権限証書デジタル化の仕組み
- ATO の代理人用オンラインサービス (OSfA) とは何か【以上 118 号】

第 2 部 2024 年デジタル ID 法を読む (下)

- 豪州での税理士関与電子申告の仕組み
- PLS / 税務専門職電子申告サービスとは何か
- 豪州では本人申告ではスマホ申告が主流
- 「デジタル ID 問題」の日豪比較
- ネットから官製デジタル ID を入手直接スマホに装備

- スマホ全盛時代のデジタル ID 入手方法
- 民間のデジタル ID の相互利用
- どんなデジタル ID の管理モデルがあるのか？
- ブロックチェーン技術を使ったデジタル ID とは
- 豪での信頼できるデジタル ID 制度確立の動き
- GovPass / ガブパス計画
- 信頼できるデジタル ID 制度とは
- TDIF で認証の対象となるデジタル ID プロバイダーの種類と機関 / 企業とは
- 認証デジタル ID プロバイダーになる申請手続

- 認証デジタル ID プロバイダーになった機関
- TDIF 制度を刷新するデジタル ID 法の経緯
- 2024 年デジタル ID 法の概要
- 官製デジタル ID と民間デジタル ID との互換性の課題

むすびにかえて
 ~人権弾圧用の凶器にもなる官製デジタル ID

第 1 部 オーストラリアのスマホ直接搭載デジタル ID とは

■ デジタル ID はスマホ直接搭載が世界の流れ
 ~オーストラリアの実情を調べる

(Q) デジタル ID は、IC カードではなく、ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] からスマホなどに直接搭載 (インストール) するのが世界の流れになっている。近隣の国では、オーストラリアが参考になると思う。同国の実情を教えてください。

(A) オーストラリアは、2020 年頃から、スマホやタブレットなど「モバイル端末全盛時代」の到来を見据えた電子政府づくりを積極的に進めている。

ちなみに、オーストラリアの基幹的な統治機構は、おおまかに「連邦・州 (例えば、ビクトリア州 [州都:メルボルン]・準州 (ノーザンテリトリー [州都:ダーウィン])」と覚えておいて欲しい。

オーストラリアは、中央集権的な財政制度 (fiscal federalism) が採られ、基幹となる所得税 (income tax) やインボイス方式の付加価値税である消費税 (GST=Goods and Services Tax) は、連邦 (Commonwealth) が徴収し、交付税制度 (fiscal equalization) に基づき、そのうち一定割合を州や準州に税収配分する仕組みになっている。州や準州の固有税源としては、土地税 (rates) や支払給与税 (payroll tax) などがある。

税財政制度を別とすれば、オーストラリアの政治制度は、連邦 (Commonwealth) よりも州 (state)・準州 (territory) の自治権限が強い国である。しかし、近年、徐々に連邦の権限が強化

されてきている。とりわけ、近年の急激な行政の電子化・オンライン化・デジタル化が「中央集権」への傾斜を強める原因になっているとの指摘もある。



(Public use)

デジタル化政策は、連邦が音頭を取って進めている。連邦や諸州・準州の電子政府インフラとなるポータルサイト (デジタルプラットフォーム) の構築やポータルサイトにログインする際に必要となるデジタル ID などのデザインは、連邦議会、連邦政府のサービス省 (Service Australia) やデジタルトランスフォーメーション庁 (DTA=Digital Transformation Agency)、国税庁 (ATO=Australian Taxation Office) が主導している。

ユーザーである市民・納税者が、自分のスマホないしパソコン (PC) を使って、連邦や諸州・準州の電子政府ポータルサイト、そのサイトのリンクする各種行政 Web サイトにログインするとする。その際に、オーストラリアの場合は、おおむね官製の共通デジタル ID を使うモデルになっている。しかし、IC カードに格納された官製の共通デジタル ID でログインするモデルではない。だから、オーストラリアでは、わが国のマイナ IC カードのような官製の IC カードを発行していない。

とはいうものの、連邦が所管する健康保険証 (Medicare card)、それぞれの州・準州が担当する自動車運転免許証の発行とかの事務も数多く

ある。そうした事務では、多くの場合、限定利用目的で、対面で使う紙やプラスチック製のIDカードを発行している。

■健康保険証 (Medicare card)



(Public use)

シドニーを州都とするニューサウスウェールズ (NSW) 州のように、スマホ格納型のデジタル運転免許証を導入するところもある。

「横並び大好き」の日本とは違い、オーストラリアでは、「違いのわかる州、準州づくり」を好む。例えば、義務教育制度も、わが国では、どこの自治体でも6・3・3制である。しかし、オーストラリアの場合、州・準州により異なる。もっとも、近年は、DX (デジタル) 化が声高に叫ばれ、「壁のないネット化、拡大の影響を受け、「横並び大好き」な傾向が強まっている。

■ NSW 州のデジタル運転免許証



(Public use)

ただ、今のところ、スマホ格納型のデジタル運転免許証を導入してNSW州だけである。NSW州に続く州・準州はない。

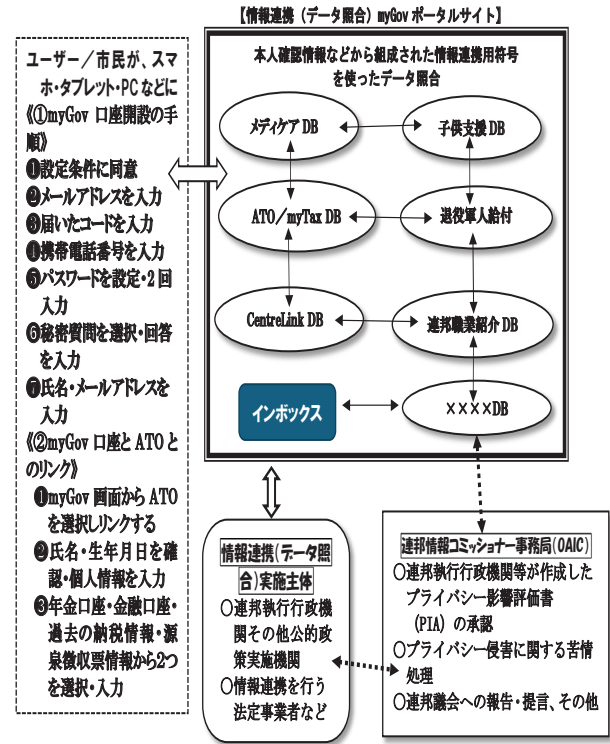
■豪の電子政府 (myGov) ポータルサイトと myGovID

(Q) オーストラリアの場合、連邦・州・準州のいずれでも、運転免許証とか主に対面 (リアル) で本人確認に使う限定利用目的のカードは発行している。ところが、市民・納税者が、行政サービスのオンライン申請・申告の際に、行政機関の各種 Web サイト (HP) にログインする際に必要となるデジタルIDを装備した官製の共通ICカード、わが国のマイナICカードのようなもの、は発行していないということか?

(A) そういうことである。オーストラリアでは、連邦政府 (Commonwealth) が、さまざまな行政機関の Web サイトの接続ハブとなる「マイガブ/myGov」という名前で電子政府ポータルサイト【MyGov公式Webサイト (Create a

myGov account | myGov/)】を構築している。[詳しくは、国民税制研究所発行の『国民税制研究 2号』第IV章で詳しく紹介されている (国民税制研究 第2号 | 国民税制研究所 (jti-web.net))。オーストラリアの電子政府 (myGov) ポータルサイトは、ICカードを使わない電子政府モデルである。

【表3】ICカードを使わない電子政府モデル (豪州のマイガブ/myGov)



マイガブ/myGovは、「接続ハブ [ネットワーク接続拠点]、となるポータル (プラットフォーム/PF) である。マイガブ/myGovは、わが国の電子政府プラットフォームであるマイナポータルと同じ建付けである。

連邦・州・準州の各種行政サービス Web サイトへのオンライン申請・申告は、マイガブ/myGovにログインし、このハブを経由して、各行政機関の Web サイトから行うことになる。現在、接続ハブである myGov ポータルには、130 を超える連邦・州・準州の行政機関が紐づいている。

この myGov ポータルサイトはログインの際に専用の官製の IC カードを使わないモデルである。したがって、わが国のマイナンバーカードのような IC カードを発行・配付していない。

だから、オーストラリアの市民/納税者が、オンラインで福祉手当の申請をするとする。この場合、オンライン申告・申請をはじめするには、まず、①連邦政府の myGov ポータルサイト (Create a

myGov account | myGov) に自分用の myGov アカウントを開設(設定)しないとイケない。そして、②次に、myGovID アプリを使ってデジタルIDである自分用の myGovID を生成したうえで自分のスマホないしパソコン(PC)などにインストール(装備)しないとイケない。その後、③自分の myGov アカウントと、自分がオンライン申請・申告したい機関の Web サイトとリンク(紐づけ)しないとイケない。

ユーザー(市民・納税者)は、こうした準備作業を終えてはじめて、オンライン申請・申告手続きをはじめることができる。もっとも、ATO(国税庁)の myTax(個人所得税申告)プログラムのように、官製の共通デジタルIDである myGovID を使わず、ATO の専用アプリを使って電子納税申告(electronic lodgment)ができる手続もある。

コラム 1 「アイデンティティ (ID)」とは何か??

「アイデンティティ」は、英語では「Identity」と書く。自分が本人であると証明・確認することを指す。

《アイデンティティは複数の要素からなる》

「アイデンティティ(identity)」は、さまざまな要素からなりますが、大きく次の3つに分けることができる。

①識別子(identifier)

人や機器、プログラムやデータなどに対象とするオブジェクトを認識・特定するための情報、符号、IP アドレス、メールアドレス、電子証明書(PKI)など。対面で使われる運転免許証番号、健康保険証番号、個人番号、学生証番号など。

②クレデンシャル(credentials)

正当なユーザーであることを証する、ユーザーネーム+パスワード、ワンタイムパスワード、指紋・顔面・静脈などの生体情報など。

③属性(attributes)

氏名・住所・生年月日・性別(基本4情報)、銀行口座など。GPS で収集される位置情報(動的属性情報)

* 「自己情報決定権」とは、①・②・③にわたり、個人の情報に関する決定権(自己情報決定権)はその個人が持つべきである、とする考え方。

** なお、「アイデンティティ・アトリビュート(identity attribute / 本人認証属性)」とは、個人の氏名・住所生年月日のような個人の本人認証にかかるデータ要素、と定義。また、「アイデンティティ・クレデンシャル/本人認証クレデンシャル」とは、運転免許証や旅券のような、個人の本人認証を伝えるために行政機関が発行した、個人の本人認証の証票その他の証拠、と定義する例も見られる(アメリカ・連邦デジタルID改善法案(Improving Digital Identity Act))。[ちなみに、「クレデンシャル」は、「資格証明書」、「資格証票」などの邦訳もある。]

《対面でのアイデンティティとデジタルアイデンティティ(デジタルID)の違い》

これまでは、自分が本人であることの証明は、

対面(オフライン)で行われることが一般的であった。こうした現実空間における対面でのアイデンティティ(本人確認)には、免許証やパスポート、社員証などの「物理的な証明書」が使われてきた。これらの証明書には、顔写真、氏名、生年月日、国籍、住所などの個人を特定できる属性が記載されている。これらの情報と目の前にいる人物を照合して本人確認ができた。

ところが、インターネットとパソコン(PC)やスマートフォン(スマホ)などでリンクされるオンライン/デジタル空間では、物理的な証明書を提示するわけにはいかない。デジタルアイデンティティ(デジタルID/デジタル本人確認)には、人手(マニュアル)ではなく、機械化された認証システムを使う必要がある。さまざまな属性をデジタルデータとして保存・管理したうえで、高度なセキュリティ手段を用いて本人確認をしないとイケないからである。

《デジタルアイデンティティの不正利用》

ネット取引(EC=E Commerce)やオンラインバンキングのみならず、さまざまな行政サービスへのオンライン申請・申告も急激に増大してきている。オンライン/デジタル空間でのデジタル本人確認(デジタルID)の信頼性や安全性の確保は必要不可欠である。

現在、多くのオンラインサービスでは①ID+パスワードまたは②ID+パスワード+SMSで送信するセキュリティコード(ワンタイムパスワード)による認証が主流である。しかし、この方式での本人確認では不正アクセスやなりすましのリスクが避けられなくなっている。Webサイトにログインしてきた人物が、本当にアカウントを作成した当初の人物と同一であるかどうかの判断は至難である。スパム(詐欺)メール攻撃などにより、ログインIDやパスワードが窃取され、悪意のある第三者がWebサイトに不正ログインするケースも増えてきた。そのため、生体認証のようなさらに高度な認証手段が必要になってきている。生涯

不変の生体認証情報を汎用することは、新たな人権問題をうむ。

《必要以上のアイデンティティを取得している》

デジタルアイデンティティを取得する過程で、デジタルプラットフォーム（IT 企業）が、必要以上の個人データの入力・提供を求める実務が厳しく問われている。オンラインでサブスクリプションサービスを利用したいだけなのに、会員登録の際に住所や年齢、性別、職業、勤務先、家族などの情報登録を求められることがある。圧倒的なデータ支配権を持つ IT 企業からの過剰な要求にストップをかけないといけない。個人情報保護機関の出番である。この場合、こうした機関には、ひ弱なユーザーのプライバシー、個人の人権を保護するためには、IT 企業ではなく、市民ファースト

のスタンスが求められる。

《多要素アイデンティティが利便性を損なわせている》

①識別子・②クレデンシャル・③属性といったできるだけ多くの要素を使ったアイデンティティ（多要素アイデンティティ）は、なりすましや不正アクセスを防ぐには有効な手段となる。その反面、オンラインサービスの利用に多要素アイデンティティを導入すると、ユーザーの本人確認手続きが煩雑になるデメリットも出てくる。とりわけ、ネット/デジタルが苦手なユーザーにとっては重い負担になる。その結果、デジタル・デバインド（情報技術格差）が生じ、情報技術弱者がデジタルサービスから取り残されてしまう心配が高まる。

最近、オーストラリア政府の myGov 公式 Web サイトの画面が、従来のグリーンからスカイブルーに変わった、デザインもアップデートされた。

■最近新装された myGov の HP



(Public use)

■ ATO でのオンライン申請・申告の場合

(Q) ATO(オーストラリア国税庁)の申告・申請は、マイガブ ID / myGovID がなくともできるのか？

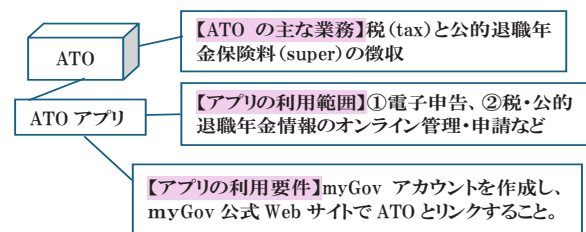
(A) ATO (オーストラリア国税庁) は、主に税 (tax) と公的退職年金保険料 (super / superannuation) の徴収、業務を担当する機関である。[ちなみに、オーストラリアには、「公的退職年金 (super)」制度の他に「公的高齢年金 (age pension)」制度がある。公的高齢年金の財源は全額税金で賄われている。このことから、保険料を払う必要はない。支給要件は、65歳～67歳で、オーストラリアに10年以上住んでいることなどである。所得額や資産保有額などによる制限がある。]

市民・納税者（ユーザー）が、税金の電子申告 (myTax) や税と公的退職年金業務のオンライン管理・申請をとする。たとえば、ユーザーが、所得税の電子申告をする、あるいは、自分の公的退職年金額がいくらになるのかを知りたいとする。

この場合、ユーザーは、官製のデジタル ID である myGovID を使わず、ATO 専用アプリを使ってログインすることができる。

ユーザーは、ATO アプリを、公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] か

【表 4】ATO の主な業務と ATO 専用アプリとは



ら無料で、自分のスマホやパソコン (PC) にダウンロードできる。ソフトウェアなどのダウンロードの必要はない。

ただし、ユーザーは、電子申告や退職年金の管理などに ATO アプリを利用するには、myGov 公式 Web サイトで自分の myGov アカウントを作成し、ATO とリンク (紐づけ) しないといけない。ATO の場合、ユーザーは、ATO 専用アプリと使えば、官製のデジタル ID である myGovID を使わないでも、ATO の Web サイトとリンク (紐づけ) ができる。これは、多様性を認め申告漏れがないようにしようという特段の配慮によるものである。

また、myGov アカウントと ATO とのリンクの際には、Q&A に代えて、年金口座・金融口座・過去の納税情報・源泉徴収票情報などから 2 つを選択し入力することを要件にしている。セキュリティ対策も独自の工夫をしているわけである。

オーストラリアは、全員確定申告するのが原則になっている。給与所得者なども含め免税金額 (課税年に 18,200 ドル) を超える収入がある個人は、確定申告しないといけない。わが国のような雇用主にタダ働きを強いる年末調整制度はないからだ。給与所得者の確定申告では電子申告 (myTax)

が大勢を占める。文書申告は、事業所得者を含め、極めて少なくなっている。

わが国でも、行政機関へのオンライン申請・申告の際のWebサイトへのログインには原則として官製のデジタルIDであるPKYI(公開鍵)式電子証明書[デジタルマイナンバー]の使用を強制している。しかし、個人所得税の電子申告に限っては、ID+パスワード式のデジタルIDも認めている。日豪には、同じような事情があるのではないか?

■デジタルID/myGovIDアプリはアプリストアから入手

(Q) オーストラリアでは、わが国とは違い、ICチップにデジタルIDを入れたカードを市民・

納税者(ユーザー)に配付していない。それでは、ユーザーは、どのように、接続ハブであるマイガブ/myGov や接続ハブにリンクされた行政のWebサイトにログイン(サインイン)するのに必要なデジタルID/myGavIDを入手するのか?

(A) ユーザーである市民・納税者は、マイガブID/myGovIDアプリ(App)を、公式アプリストア[Apple App Store または Google Play]からダウンロードして、アプリを開いて画面で基本的な個人情報などを入力し、自分用のmyGovIDを生成してスマホないしパソコン(PC)にインストール(装備)することになる。

「マイガブID/myGovID」は官製のデジタルIDである。連邦サービス省(Services Australia)

コラム 2 オーストラリアの税務専門職

オーストラリアの法制は、イギリス法の伝統を受け継いで作られている。イギリスは「単一国家(unitary state)」の連合体である。これに対して、オーストラリアは「連邦国家(federal state)」である。税務専門職制度も、イギリスの影響を受けているが、オーストラリアでは連邦国家として独自の展開を見ている。

イギリス(英)には、勅許会計士(CA=chartered account)をはじめとしたさまざまな公会計士(public accountants)制度がある。オーストラリア(豪)も同じである。勅許会計士(CA)や公認会計士(CPA)などさまざまな会計士制度がある。弁護士制度は、英豪ともに、事務弁護士(solicitor)と法廷弁護士(barrister)制度がある。税金の争訟では納税者の法務支援は事務弁護士(solicitor)が担っている。一方、税金裁判では、法廷弁護士(barrister)が納税者の弁護を担当している。

次に、税務支援については、オーストラリアの場合、有償独占の登録税理士(RTA=Registered Tax Agent)制度がある。複雑な税務は、登録税理士(RTA)が納税者の依頼を受けて有償で関与している。勅許会計士(CA)や公認会計士(CPA)など公会計士が有償で税務支援をする場合には、税理士(RTA)登録が必要になる。この点、イギリスの場合、税理士制度はない。一般に、複雑な税務は、公会計士が有償でその業務を担っている。**《主なオーストラリアの税務・給与/労働社会保険業務を代行事業者》**

- ①登録税理士(RTA)
- ②記帳・法定資料作成士(BAS Agent)
- ③給与/労働社会保険代行業者(Payroll Service provider)

オーストラリアの場合、企業や個人から依頼を受けて有償で税務支援をする専門職としては、①登録税理士(RTA)の他に、②「BASエージェント(記帳・法定資料作成士/Business Activity Statement(BAS) Agent)」がいる。②記帳・法定資料作成士(BAS Agent)とは、企業や個人から依頼を受けて有償で、消費税(GST)の記帳、タックスインボイス(適格請求書)の整理、GSTの確定申告や納付などの事務を代行している。②BASエージェントは、有償での所得税の申告支援はできないなど、①登録税理士(RTA)に比べると業務(サービス)の範囲は限定されている。

わが国には、政府規制によってつくられた社会保険労務士という専門職がある。しかし、オーストラリアにはこうした専門職制度はない。従業員の給与計算、公的退職年金保険料計算、源泉徴収票や支払調書の作成事務などは、③「給与/労働社会保険代行業者(Payroll Service provider/ペイロールサービスプロバイダー)」が有償でサービスを提供している。③給与/労働社会保険代行業者は、企業から依頼を受けて、ソフトウェアの開発・販売を含め、クライアント企業からアウトソーシングされた業務を行っている。従業員の給与計算、公的退職年金保険料計算、源泉徴収票や支払調書の作成事務などの業務について、オーストラリアには政府規制でつくった公的な専門職資格はない。給与/労働社会保険代行業者は、小さくさまざまな大手は、独自の遵法基準や企業倫理を策定し、信頼できるクライアントにサービスを提供している。

が所管する連邦政府デジタル ID システム (AGDIS=Australian Government Digital ID System) の枠組みのなかで、ユーザーである市民・納税者の自由意志で入手する仕組みになっている。オーストラリアの場合、マイガブ ID / myGovID アプリをインストール(入手/装備/格納)するかしないかは任意、まったく自由である。myGovID アプリは、公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] から入手できる無料のアプリである。

■スマホに myGovID アプリをインストールする



ユーザーである市民・納税者が官製のデジタル

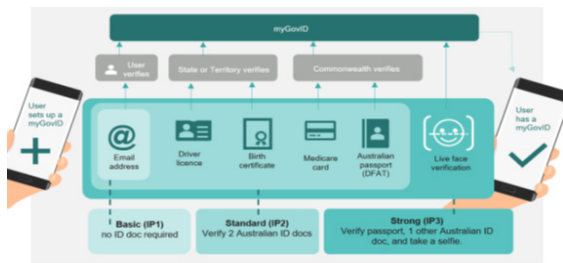
IDであるマイガブ ID / myGovID アプリをインストールする手順は、おおよそ次のとおりである。

【表 5】 myGovID のインストール (入手) の手順

- ① ネット上のアプリストア [Apple App Store または Google Play] から、myGovID アプリをダウンロードし、スマホ・タブレット端末・パソコン (PC) などにダウンロードする。次に、
- ② アプリを開いて画面で、氏名や生年月日、メールアドレスなどを入力するとともに、パスワードを設定・入力する。
- ③ SMS (ショートメッセージシステム) などで届いたセキュリティコード (ワンタイムパスワード) を入力する。次に、
- ④ 本人確認強度【「IP1・低 (Basic)」 / 「IP2・標準 (Standard)」 / 「IP3・強 (Strong)」ランクのいずれか】を設定し、各種本人確認証票や、ランクによっては顔認証データで本人確認を行う。これで手続はおおむね完了である。

コラム 3 マイガブ ID / myGovID の 3 段階の本人確認強度ランク

電子政府 (イーガブ / e-Gov) の公式 Web サイトを通じて、リモートで税や社会保障関係事務のオンライン申請・申告をとする。この場合、ユーザーである市民・納税者が求めるサービスの内容や秘匿性は一様ではない。リスク度も異なる。この点に配慮して、オーストラリアでは、ユーザーが、オンライン申請・申告をする行政サービスのリスク度に応じて、デジタル ID であるマイガブ ID / myGovID の本人確認強度 (IP Proofing level) を自由に設定したうえで自分のスマホなどにインストール (装備) できるようになっている。強度ランク (strength) は、「低 (IP1・Basic)」、「標準 (IP2・Standard)」、「強 (IP3・Strong)」の 3 段階になっている。



(Public use)

このように、ユーザーである市民・納税者は、デジタル ID であるマイガブ ID / myGovID アプリをスマホないしパソコン (PC) にインストールするにあたっては、必要とする行政サービスに応じて、デジタル ID の本人確認強度ランク (低・標準・強) を自由に選べる。

例えば、運転免許証の発行は、連邦ではなく、州または準州が管轄する事務である。運転免許証のオンライン申請にあたっては、より厳格な「強 (IP3・Strong)」ランクのデジタル ID で身元確認をしないと行けない。また、旅券のオンライン申請などで身元証明をする場合も「強 (IP3・Strong)」ランクの myGovID での本人確認が必要である。

国税庁 (ATO) への税金の本人電子申告 (myTax) で、myGovID を使う場合には、「標準 (IP2・Standard)」ランクのデジタル ID で本人確認が必要である。

一方、税理士 S が、関与先企業 R の税務代理をしているとする。この場合、代理権限があることを ATO 所管の RAM (Relationship Authorisation Manager) 【紐づけ認証システム】 Web サイトを介してオンラインで証明できる。手続的には、税理士 S の myGovID と R の事業者番号 (ABN) とを RAM を介してリンク認証することになる。この場合、税理士 S の myGovID は強 (IP3・Strong) ランクが求められる。税理士 S の関与企業 R に対する代理権限が証明されれば、S は、自己の myGovID で、R の電子申告の代理、R の税務書類へのオンラインアクセスができるようになる。

ちなみに、それぞれの行政の公式 Web サイトには、閲覧すると、各行政サービスのオンライン申請・申告の際に求められる本人確認強度ランク (低・標準・強) が表示されている。

注意しなければならないことがある。それは、求められる本人確認強度ランク (strength) は、オンラインで申請し提供を受ける行政事務 (サービス) の種類によって異なることである。例えば、センターリンクへの申請では、「IP3・強」ランクが必要になる。本人確認強度 (IP Proofing level) ランクの設定にあたり必要となる本人確認証票としては、運転免許証または仮運転免許証、パスポート (有効期限が 3 年以上)、出生証明書、ビザ (外国のパスポート保有者の場合)、市民権証明書、入国管理カード (ImmiCard)、健康保険証 (Medicare Card)、顔認証データがあげられる。ユーザーが必要とする強度ランクにより準備すべき証票やデータは異なる。顔認証データは、通例、スマホカメラで自撮り (selfie) して、読み込む。

myGovID アプリは、オーストラリア政府がデジタル ID プロバイダーとなって、オーストラリアの市民・納税者に提供する官製 (官営) の

デジタル ID アプリである。企業の代表者・代理人となっている個人を含む 15 歳以上の居住者であれば任意で、公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] から自分のスマホなどにアプリをダウンロードし、自分の myGovID を生成したうえでインストール (入手/装備) することができる。myGovID アプリは無料、有効期間は 2 年間 (ただし、更新可) である。

オーストラリアの場合、日本の 5 分の 1 の人口 2,660 万人のうち、130 万の企業代表者・代理人である個人を含むおおよそ 1,050 万人 (2024 年 4 月現在の人口は約 2,660 万人) が myGovID アプリを利用していると報告されている。

myGovID は、現在 130 を超える連邦・州・準州の行政機関の Web サイトでのオンライン申請・申告の際に、個人のデジタル ID として利用することができる。

コラム 4 オーストラリアにおけるデジタル ID と税務オンライン化の推移

● 2013 年～

マイガブ / myGov ポータルの構築

マイガブ / myGov は、2013 年に開設されてオーストラリアの電子政府プラットフォーム / ポータルサイトである。ユーザーである市民・納税者は、インターネットを使ってマイガブ / myGov にログインし、2024 年現在、オンラインで 130 を超える連邦・州・準州の行政 Web サイトにアクセスし、サービスを受けることができる。

● 2015 年～

Digital Identity System / myGovID の採用

オーストラリアでは、2015 年に、政府や民間が展開する各種デジタルプラットフォームにログインする際の安全かつフレンドリーで、ユーザーファーストのデジタル ID システム確立のための取組みを開始した。

従来、オーストラリア政府の公式 Web サイトである ATO Business Portal (現在廃止・Online services for business に移行)、Australian Business Register、ATO Access Manager などにログインする際には、「オストキー / Auskey」と呼ばれるデジタル ID を使っていた。Auskey は、パソコン (PC) に格納、または USB で持ち運べる PKI タイプのデジタル ID であった。

しかし、世界の電子政府 (e-Gov) モデルは、スマホやタブレットといった「モバイルファースト (mobile first) / 移動端末優先」に大きく変

容している。こうした流れに呼応して、オーストラリア政府は、2015 年にモバイルファーストの官製共通デジタル ID である「マイガブ ID / myGovID」を導入した。

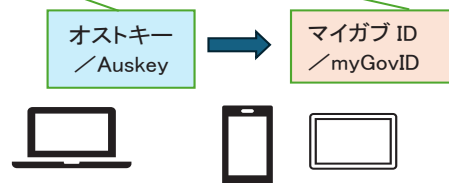
◆豪州でのモバイルファーストの流れとデジタル ID の進化

《2000 年代前半まで》

パソコン (PC) に格納、または USB で持ち運べる PKI タイプのデジタル ID

《2015 年に導入》

オンラインで、移動端末に直接格納 (インストール) するタイプデジタル ID



● 2016 年～

ATO が e-Tax から myTax に移行

オーストラリア国税庁 (ATO) は、2016 年 6 月 30 日に、個人所得税の電子申告のシステムを、従来の「e-Tax」から、「myTax」に全面移行した。myTax は、記入済み申告書制度 (pre-filling tax return) のバージョンアップ版である。

● 2018 年～

TDIF=Trusted Digital Identity Framework

連邦政府は、2018 年に、安心・安全にオンライン上で本人確認ができるように「信頼できるデジタル ID の枠組み (TDIF=Trusted Digital Identity

Framework)」を構築した。TDIFは、アメリカ国立標準技術研究所(NIST=National Institute of Standards and Technology)のSP800-63Bを模範に、オーストラリア連邦デジタルトランスフォーメーション庁(DTA)が主導する官民双方の事業者が行うデジタルIDサービスに関する規則と認証基準や手続を定めた枠組みである。

● 2018年～

STP=Single Touch Payroll を導入

オーストラリアでは、2018年7月に、給与支払情報のATO(国税庁)への電子報告制度を「STP=Single Touch Payroll」という名称で導入した。STP(Single Touch Payroll)は、事業者による給与支払報告を、期間ベース(periodic basis)に代えて、オンラインでリアルタイムベースで行う制度である。STPの下で、雇用主が、ATOに対して、給料の支払額+源泉所得税額を報告することにより、納付すべき年金保険料も明らかになり、これも同時に報告することになる。この結果、源泉所得税のデータと年金保険料の納付額をデータマッチングができる。従業者にとっては、即時性というメリットがある。例えば、7月に退職したとすると、紙の源泉徴収票(Payment summary)を発行してもらえるのは、翌年(税務年度である6月末以降)となってしまう。これがSTPであれば、紙の源泉徴収票の交付を待つ必要がない。STPにより、年度末に従業者に発行していた「源泉徴収票(Payment summary)」の発行は不要になった。また、課税庁(ATO)に提出していた「年次報告(Year-end report)」も不要になった。

ちなみに、STPのモデルは2013年にイギリスで導入された「RTI=Real Time Information(リアルタイム情報提供)」である。ニュージーランド(NZ)では、「Payday Reporting(支給日報告)」という名称で、STPと同じような仕組みを2019年3月に導入した。

● 2019年～

消費税(GST)の電子インボイスでペポル(Peppol)の枠組み参加を決定

オーストラリア政府は、付加価値税である消費税(GST)の電子インボイス(e-invoice)の国際基準である「ペポル(Peppol)」の枠組みに参加することを決定した。ペポル式電子インボイスでは、納税者による申告を待たず、リアルタイムで消費税(GST)の課税ベース把握が可能になる。オーストラリアの場合、課税庁(ATO=オーストラリア国税庁)が「ペポル認証機関(PA=Peppol Authority)」になっている(<https://www.ato.gov.au/Business/elInvoicing/Peppol>)。ちなみに、わが国の場合は、デジタル庁がPAになって

いる。[ペポル式電子(デジタル)インボイスについては、石村耕治編『現代税法入門塾(第12版)』(2024年、清文社)352頁以下参照]

● 2020年～

マイガブID / myGovID に全面移行

2020年3月からは、ATOの電子納税申告(myTax)を含め、多くの行政サービス公式Webサイトにログイン(サインイン)する際のデジタルIDとしては、myGovIDを使うことになった。

この場合、まず、ユーザーのmyGovIDとATOなどの行政サービスのWebサイトとを、紐づけ・関係性の認証をする作業が必要である。この作業には、ATO(国税庁)所管のRAM(Relationship Authorisation Manager)という電子的な紐づけシステム【関係性認証システム】を使う。

myGovIDへの全面移行に伴い、ATO(国税庁)への電子納税申告(myTax)については、次のような選択が可能になった。

◆ ATOへの電子納税申告(myTax)とmyGovIDの利用

- ① myGovID を利用しない myTax
- ② myGovID を利用する myTax
- ③ myGovID を利用しない ATO その他の行政 Web サイトのリンク
- ④ myGovID を利用する ATO その他の行政 Web サイトのリンク
- ⑤ myGovID+ABN+RAM: 代表者や代理人のオンライン選任

また、myGovIDへの全面移行に伴い、myGovIDで、次のようなオーストラリア政府の公式Webサイトへのログインができるようになった。

◆ myGovID でログインできる主な豪政府公式 Web サイトの例

・ Online services for business (OSB / 企業向けオンラインサービス)

OSBは、ユーザー(企業や団体)が、ATO(国税庁)と税(tax)や公的年金(super・superannuation)に関するオンライン取引・申請・申告をする場合に利用できるWebサイトである。ログインは1回20分。タイムアウト後は再ログインをすれば利用し続けることができる。このことから、頻繁にデータをバックアップするのがコツである。OSBを使い、ユーザーは、オンラインで、①複数のビジネス間を単一のログインで切り替えることができる。②活動報告書(BAS=Business Activity Statement)を提出することができる。③雇用主が、給与支払額・源泉徴収額・年金保険料を「STP=Single Touch Payroll(STP)」で報告をすると、従業者は、政府myGovポータルに

リンクするATOの公式Webサイトに自分のmyGovIDでログインして、源泉所得税額や年金保険料も含め、自分の情報が正しく報告されているかを、随時確認することができる。

・Online services for agents (OSfA / 代理人選任向けオンラインサービス)

企業の代表者や代理人を選任する際に、企業と代理人や本人と代理人とをリンク(紐づけ)するATOのWebサイトである。例えば、企業や個人が、登録税理士(RTA=Registered Tax Agent)、BAS エージェント(記帳・法定資料作成士/Business Activity Statement (BAS) Agent)、または給与/労働社会保険代行業者(Payroll Service provider / ペイロールサービスプロバイダー)を代理人に選任する、またはこれら関与代理人の権限を更新する場合などには、OSfAにログインして手続を進めることになる。これらの代理人は、リンクができると、課税庁(ATO)や雇用保険等の業務を所管する連邦センターリンクなどのデータベースに、リアルタイムで顧客である企業や個人の情報(client data)にオンラインでアクセスができる。

・Practitioner Lodgment Service (PLS / 税務専門職電子申告サービス)

企業や個人が、登録税理士(RTA=Registered Tax Agent)、BAS エージェント(記帳・法定資料作成士/Business Activity Statement (BAS) Agent)のような税務専門職に、納税申告書や法定資料の作成・電子申告を依頼したとする。この場合、税務専門職は、PLSと標準事業報告(SBR=Standard Business Reporting)ソフトウェアを使い、リアルタイムで、課税庁(ATO)に電子申告や電子申請ができる。ちなみに、SBRソフトウェアは、民間のソフトウェア開発事業者が税務専門職界やATOとタイアップして開発したもので、有償である。

・Online services for digital service providers (DSPs / デジタルサービスプロバイダー向けオンラインサービス)

開発したソフトウェアに関する様々な支援をするATOのWebサイト。製品の登録、問題が起きた場合の支援要請、問題事案の報告、デジタルサービスの認証などをオンラインで行うことができる。

・Online services for foreign investors (外国投資家向けオンラインサービス)

外国人投資家またはその代理人がオーストラリアでの投資上の法令上の義務を果たすために利用できるATOのウェブサイトである。

・Australian Business Registry Services (ABRS) online (オーストラリア事業者登録簿サービスオンライン)

法人の取締役/理事(director)IDの認証、事業者名の申請・管理をするATOのWebサイトである。

・ATO Access Manager (ATO アクセスマネージャー)

企業の税務を担う社員、または他の企業が、ATOの各種Webサイトにオンラインでアクセスする権限を持つ者を認証するサービスや、クラウド会計ソフトとATOとの連携を管理するATOのウェブサイトである。

・Australian Business Register (ABR / 事業者登録簿)

ABN(事業者登録番号)で紐付けされた事業者の住所等の情報の変更やABNの取消しができるオーストラリア事業者登録簿(ABR)公式Webサイトである。

・ABR Explorer | ABR

オーストラリア事業者登録簿(ABR)公式Webサイトに格納されているデータの、検索サイト(ABR Explorer)である。このデータベースはアクセス権限のある政府機関職員向けのものである。

・Departing Australia superannuation payment (DASP) online application system [オーストラリア出国にかかる公的年金給付オンライン申請システム]

一時的なオーストラリア滞在ビザで従業者として働いた者が、出国時に、雇用主が支払う公的退職年金をオンラインで請求するためのATO(国税庁)の公式ウェブサイトである。受給者が複数の雇用主のもとで働いた場合、異なる公的退職年金制度に複数の口座がある場合、または公的退職年金がどこにあるかわからない場合なども、DASPでオンライン検索ができる。出国後にオンライン申請もできるが、出国前に申請をはじめるのが一般的である。

● 2024年～

デジタルID法(Digital ID Act 2024)成立

■官製デジタルID取得方法の日豪比較

(Q) わが国では、マイナICカードを取得すると、官製のデジタルIDの要らない人にまで、JPKI式電子証明書[デジタルマイナンバー]のおまけがついてくる。この点、オースト

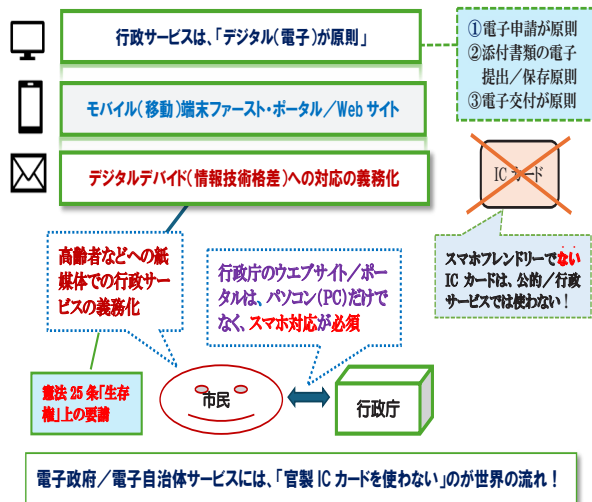
ラリアでは、デジタルIDを欲しい人だけがアプリストアからデジタルIDを入手(インストール)する仕組みになっている。どちらの国の政策が、スマートデバイス全盛時代にマッチしているのか?

(A) オーストラリアのデジタルID政策と日本と

違う。わが国の場合、居住者全員に背番号を振って、背番号付きの官製の身分証を、通行手形のような「国内パスポート」として半ば強制的に持たせようとするから市民はアレルギーを起している。純粹に PKYI (公開鍵) 式電子証明書 [デジタルマイナンバー] を格納した IC チップカードの任意配付だと市民の抵抗感が少ないのではないか。

今やデジタル ID は、ネットを使いアプリストア [Apple App Store または Google Play] からアプリ (App) をスマホに直接格納 (インストール) する時代である。わが国のような IC チップカードモデル自体が時代遅れなのはあきらかである。スマホ全盛時代である。事実、災害時に市民はスマホを身から離さずに持って避難する。にもかかわらず、「マイナカードを持って逃げろ！」の役人のセンスは、完全に進歩の歩みを止めた思考ではないか。わが国のデジタル ID 政策には、モバイルデバイス / スマートデバイスに優しい (フレンドリーな) 政府ポータルサイトを構築しようという気概が感じられない。

【表 6】世界の流れ～モバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利保障



オーストラリアの場合は、ユーザーである市民・納税者が、ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] からマイガブ ID / myGovID アプリ (App) を自分のスマホやパソコン (PC) にインストールするモデルである。そのうえで、アプリを開いて画面で基本的な個人情報などを入力し、自分のマイガブ ID / myGovID を生成できる仕組みになっている。それに、先ほどふれたが、オーストラリアの場合、電子納税申告 (myTax) をするにあたっては、マイガブ ID / myGovID アプリを取る、取らないは任意、まったく自由である。いわゆる「オプ

トイン」の仕組みである。

■オーストラリアの官製デジタル ID の種類

(Q) オーストラリアの官製のデジタルIDについて、もう少し詳しく教えて欲しい。オーストラリアには、郵便局が運営しているデジタルIDもあるようだが、それについても教えて欲しい。

(A) 連邦は、オーストラリアでの信頼できるデジタル ID の枠組み (TDIF) を構築する目的で、「オーストラリア政府デジタル ID システム (AGDIS=Australian Government Digital Identity System)」という運営指針をアナウンスしている。AGDIS がターゲットとする官製のデジタル ID の種類や申請要件などをおおまかにまとめて見ると、次のとおりである。

【表 7】AGDIS がターゲットとする官製のデジタル ID の解説

<p>①マイガブ ID / myGovID</p> <p>連邦課税庁である国税庁 (ATO) と連邦デジタルトランスフォーメーション庁 (DTA) 共管の官製デジタル ID。マイガブ ID / myGovID は、認証を受けた官製デジタル ID である。マイガブ ID / myGovID 自体は、PKI (公開鍵) 式ではないが、ゲートキーパー公開鍵フレームワーク (Gatekeeper PKI framework) のなかで運営されている。現在、130 を超える連邦・州・準州の行政機関が利用している。</p> <p>《マイガブ ID / myGovID アプリを入手する場合の基本要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スマート端末 (スマホ・タブレット・PC) を持っていること。 ② 自分のメールアドレスを持っていること。そして、 ③ 15 歳以上であること。 <p>《アプリからマイガブ ID / myGovID を生成しスマホに装備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ネット上のアプリストアからマイガブ ID / myGovID アプリをスマホやパソコン (PC) などにダウンロードし、それを開いて、画面を見ながら基本情報【氏名・生年月日・自身のメールアドレス】その他必須事項を記載し自己のデジタル ID を生成し、認証されれば、それをインストール (装備) できる。 <p>《マイガブ ID / myGovID の 3 ランクの強度 / 本人確認保証レベル》</p> <p>オンラインでログインし申請・申告できる行政サービスの範囲は、各ユーザーのデジタル ID (マイガブ ID / myGovID) の本人確認強度 (IP Proofing level / strength) ランクに応じて異なる。この点については、少し繰り返しになるが、以下のとおりである。</p>

① IP1・低 (Basic)

この「低」ランクのデジタルIDで、ユーザーは、オンラインで極めて限られた行政サービスの申請・申告ができるに過ぎない。

② IP2・標準 (Standard)

この「標準」ランクのデジタルIDで、ユーザーは、オンラインでほぼすべての行政サービスの申請・申告ができる。このランクのデジタルIDとして認定されるには、少なくとも、次のうち、2つの物理的なIDでの身元確認が必要である。運転免許証または仮運転免許証、旅券(3年以上有効なもの)、出生証明書、査証/ビザ(自身の外国旅券を利用するとき)、国籍証明書、外国人登録証、健康保険証などである。

③ IP3・強 (Strong)

この「強」ランクのデジタルIDは、ユーザーは、オンラインであらゆる行政サービスの申請・申告ができる。次のような物理的なIDでの身元確認が必要である。旅券(3年以上有効なもの)および出生証明書、国籍証明書、運転免許証(仮運転免許を含む。)または健康保険証のうちの1つ。加えて、顔認証/生体認証チェックが必要。手続としては、スマホで自分の顔を自撮りし、旅券や運転免許証の写真との照合をする。照合が終われば、自撮り写真は直ちに削除される。

《マイガブID / myGovID アプリの有効期間》

- ① 市民は、オンラインで取得したデジタルIDアプリをスマホなどに格納し、有効期間内は、各種行政機関のさまざまな電子申請に何度でも使える。有効期間は当初2年で、更新できる。
- ② これら官製のデジタルIDの取得はあくまでも任意であり、ユーザーの自由意思に任されている。市民は、オンラインに代えて、対面または電話で必要な行政サービスの申請・申告ができる。

② 郵便公社デジタルID / Australian Post Digital ID

オーストラリア郵便公社 (Australian Post) 所管のスマホアプリ式のデジタルID。郵便公社デジタルID / Australian Post Digital IDは、PKI(公開鍵)式ではない。ユーザーは、政府間文書確認サービス (DVS=Australian Government Document Verification Service) のデジタルプラットフォームにログインする際にデジタルIDの利用可能。ユーザーはスマホ画面に氏名・生年月日の表示し、本人確認目的に利用できる。

《郵便公社デジタルIDアプリの入手方法》

- ① ネット上の公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] から郵便公社デジタルIDアプリをダウンロードする。
- ② 旅券または運転免許証を含む2種類の証票で本人確認をする。
- ③ 電子旅券を使うまたは郵便局を訪れ対面確認をする。
- ④ その後の利用のためPINを憶えておく。

⑤ デジタルIDとして利用できる。

《郵便公社デジタルIDアプリを入手する場合の基本要件》

年齢制限なし。オーストラリア郵便公社が発行。オーストラリア訪問者を含め利用可能。

③ キーパス・イン・デジタルID / Keypass in Digital ID

オーストラリア郵便公社 (Australian Post) 所管のスマホアプリ式のデジタルID。ユーザーは、デジタルIDアプリを使って年齢証明が可能。利用目的は酒類の購入などに限定される。

《キーパス・イン・デジタルIDアプリの入手方法》

- ① 公式アプリストアからキーパス・イン・デジタルIDアプリをダウンロードする。
 - ② `Get a Keypass`、に対応する。
 - ③ 旅券または運転免許証を含む2種類の証票で本人確認をする。
 - ④ その後の利用のためPINを憶えておく。
 - ⑤ デジタルIDとして利用可能。
 - ⑥ 利用の際、ユーザーは、デジタルIDアプリ Keypass バナーに触れ、Keypassを使うためのQRコードをスマホ画面に表示する。
- 《キーパス・イン・デジタルIDアプリを入手する場合の基本要件》**

- ① 18歳以上(18歳未満の者は、前記②郵便公社デジタルIDの利用が可能)、
- ② ダウンロードは無料。

■ myGovID の強度ランク選択の要件と使い道

(Q) マイガブID / myGovIDは、オーストラリアの代表的な官製デジタルIDである。「本人確認強度 (identity strength)」でデジタルIDを差別化/ランク化している。つまり「低 (Basic)」「標準 (Standard)」「強 (High)」のランクを設けているが、設定条件や使い道に違いはあるのか?

(A) すでに少しふれたが、myGovIDの本人確認強度ランクに応じて、設定条件は違ってくる。ユーザーである市民・納税者は、「IP2・標準 (Standard)」ランクを選択するのが一般的である。しかし、「IP1・低 (Basic)」ランクを選択する人もいる。もちろん、デジタルIDの強度ランクが高いほど、オンライン申請・申告で利用できる行政サービスが広がる。

オーストラリアの場合、すでにふれたように、わが国のマイナICカードのような、官製のデジタルIDであるJPKI(公開鍵)式電子証明書[デジタルマイナンバー]を装備したICカードは発行していない。ユーザーは、ネットのアプリストアから無料のマイガブID / myGovIDアプリを自分のスマホやパソコン(PC)などにインストール(装備)する方式である。スマホ全盛時代だから、

スマホに不具合な IC カードモデルを採用していないわけである。

myGovID に広く選択される強度である「IP2・標準」ランクの設定の場合に、ユーザーは、②アプリを開いて画面で、氏名や生年月日、メールアドレスなどを登録するとともに、パスワードを設定することになる。この点については、すでにふれた。

一方、「IP1・低 (Basic)」ランクの myGovID を選択する場合は、アプリストアからダウンロードしたアプリを開き、画面で入力する個人情報は、極めて限定的である。**【表8】**ような情報だけである。

もっとも「IP1・低 (Basic)」ランクの myGovID は、オンライン申請・申告で使える範囲は限られる。

【表8】「低 (Basic)」ランクの myGovID 設定の際の入力情報

- ①実名 (legal name)
出生証明書 (birth certificate) に書かれた氏名
- ②個人のメールアドレス
夫婦共有のメールアドレスや勤務先のメールアドレスは使えない。
- ③生年月日
出生証明書 (birth certificate) に書かれた生年月日

このため、「IP2・標準 (Standard)」ないし「IP3 / 強 (High)」ランクの myGovID を選ぶ人が多い。

コラム 5

ATO や myGov をかたったスキュム / 詐欺メールの急増

スキュムメール (scam mails) とは、詐欺を狙いに送られてくるメールである。[公告や PR を目的とした無差別なスパムメール (spam mails) と分けてとらえる必要がある。] スキュムメールは、フィッシング詐欺や本物そっくりの偽装されたウェブサイトへ誘導し、そこで ID やパスワード、クレジットカード (クレカ) 情報などを含むセンシティブ (機微) な個人情報を入力させて、それらの情報を盗み出すことを狙いとしている。

オーストラリア政府は、ATO (国税庁) や myGov (電子政府) の名を装ったスキュムメールを使った詐欺の急増に手を焼いている。とりわけ、確定申告期に「あなたは ATO (国税庁) から直接税金の還付を受けられます。還付金の振込先の金融口座番号ないしクレカ情報などの入力してください。」といった文脈のフェイクメールが送りつけられるケースが目立つ。

政府は、「ATO (国税庁) や myGov (電子政府) の Web サイトからユーザーに対して直接メールやテキストメッセージを送ることはありません。」とアナウンスし、スキュムメールに対する注意を喚起している。加えて、政府は、公式アプリストアからユーザーのスマートフォンなどへの myGov アプリをダウンロード・インストールし、自分の myGov アカウントの開設にあたり、ログインの際のデジタル ID としては、ID + パスワード + SMS コード (ワンタイムパスワード) ではなく、顔認証や指認証など生体認証データ利用方式を選択するように奨めている。しかし、一方で生体情報の利用は、人権との兼ね合いで慎重な取扱いが求められている。

ATO (国税庁) は、2021 年以降、課税関連のスキュム事例の統計を公表している。ATO (国税庁) の発表によると、2023 年、スキュム事例は

おおよそ 2 万件に達している。連邦の租税行政総監・租税オンブズマン (IGTO=Inspector-General of Taxation and Taxation Ombudsman) は、2023 年 12 月に、ATO (国税庁) がなりすまし犯罪 (identity theft) にどのように対処しているかについて調査を開始した。

一方、連邦サービス省 (Services Australia) が所管する電子政府 myGov ポータルの名をかたったスキュム事例も、2023 年に 6,000 件を超えている。

オーストラリアにおいては、電子政府サービスの拡大、行政のデジタル化が進むについて、スキュム対策、データセキュリティの確保が、DX 化を積極的に推進するうえできわめて重い課題になっている。とりわけ、官製の myGovID の利用を民間セクターにも広げることで、個人データの窃取やなりすましなどネット犯罪を誘発することが心配されている。

官製のデジタル ID である myGovID は、現在、公的セクターでの利用に限定されている。連邦議会は、2024 年デジタル ID 法 (Digital ID Bill) を成立させた。その法律では、myGovID の民間セクターでの任意利用を認め、段階的に広げていく方向性をうたっている。一方で、認証された民間のデジタル ID の行政部門への利用拡大を認める方向性を謳っている。デジタル ID 法は、デジタル ID にかかる第三者機関の創設を含め、官民のさまざまなデジタル ID にかかるユーザーのプライバシーの保護措置やデータセキュリティの厳格化を狙いとしている。行政サービスのオンライン化が進むにつれて、デジタル ID はますます存在感を増している。

(See, MyGov to use face or fingerprint recognition instead of passwords in bid to fight scams | Australia news | The Guardian Nov., 8, 2023)

(Q) マイガブID / myGovID は、「本人確認強度 (identity strength)」でランク化 / 差別化しているが、使い道、つまり選択できるオンライン行政サービスに格段の違いはあるのか？

(A) 連邦の電子政府プラットフォームのハブとなっている myGov ポータルサイトにリンクする各種行政機関 (Web サイト) は、現在 130 を超えている。これらの機関は、ユーザーがオンライン申請・申告で自分らの公式 Web サイトログインする際に求める myGovID の「本人確認強度 (identity strength)」のランクづけをし、公表している。

本人確認強度ランクは、スキャン対策やデータセキュリティの確保の観点から決定されているのだと思う。もっとも、どのような基準でランクづけをしているのか疑問符がついている。いわゆる「腰だめ」とヤユする声もある。

連邦・州・準州の行政機関が公表するサービスごとの強度ランクをアトランダムにリスト化すると、次のとおりである。

【表 9】 主なオンライン行政サービスと myGovID の強度ランク

《個人対象のオンライン行政サービス事例》

・センターリンク (Centrelink)

ランク【IP3・強 (High)】：各種社会保障給付その他の社会サービス (失業者・就学・健康・障害者支援など) を提供する連邦の行政機関。センターリンクの公式 Web サイトにログインしてオンライン申請するが場合には「強」ランクの myGovID が必須である。

・南オーストラリア州住宅公団 (Hosing SA Authority)

ランク【IP2・標準 (Standard)】：ユーザーが、オンラインで SA 州住宅公団の公式 Web サイトにログインし住宅サービス申請をする場合、「標準」ランクの myGovID が必要。

・マイガブ / myGov

ランク【IP2・標準 (Standard)】：ユーザーが、myGov 公式 Web サイトにログインして myGov アカウントを開設する場合、「標準」ランクの myGovID が必要。

・納税者番号 (TFN=Tax File Number)

ランク【IP3・強 (High)】：ユーザーが、国税庁 (ATO) の公式 Web サイトにログインして、TFN をオンライン申請する場合、「強」ランクの myGovID が必要。

・西オーストラリア州サービス省 (Service WA)

ランク【IP2・標準 (Standard)】：ユーザーが、WA 州サービス省の公式 Web サイトにログイン

して、オンライン申請・申告する場合、「標準」ランクの myGovID が必要。

《企業対象のオンライン行政サービス事例》

個人が企業の代表者ないし代理人として行政機関の公式 Web サイトにアクセスする場合にも、本人確認・本人認証のためのデジタル ID が必要である。この場合、企業の代表者や顧問弁護士や公会計士を含む代理人となる個人は、自己の IP3・強 (Strong) ランクの myGovID と、その企業に付されているオーストラリア事業者番号 (ABN=Australian Business Number) とを、国税庁 (ATO) が所管する RAM (Relationship Authorisation Manager) というオンラインの紐づけシステム【関係性認証システム】を介してリンクする作業が必要。



・RAM (Relationship Authorisation Manager) 【関係性認証システム】

ランク【IP2・標準 (Standard)】：企業の代表者または代理人である個人が、自己の IP3・強 (Strong) ランクの myGovID と、当該企業の登録事業者番号 (ABN=Australian Business Number) とを、ATO (国税庁) 所管の RAM (Relationship Authorisation Manager) という電子的な【関係性認証システム】を使ってオンラインで紐づけ・関係性の認証をとする。この場合に、個人は「標準」レベルの myGovID が必要である。ちなみに、RAM【関係性認証システム】で企業の代表者ないし代理人として認証された個人は、自己の myGovID で、当該企業を代表または代理して各種行政 Web サイトにログインし、当該企業のためのオンライン申請・申告ができる。

・ATO Access Manager

ランク【IP2・標準 (Standard)】ATO Business Portal へのアクセス権限や会計ソフトと ATO との連携を管理するシステムに関し、ATO の公式 Web サイトにログインして、オンライン申請・申告とする。この場合、個人は「標準」ランクの myGovID が必要。

・高齢者介護財務報告 (ACFR=Aged Care Financial Report) ポータル

ランク【IP1・低 (Basic)】：高齢者介護事業者が、連邦健康・高齢者介護省 (Dept. of Health and Aged Care) に年次財務報告書や機微なデータを提出する際に、公式 ACFR ポータルにログインとする。この場合に、提出者である個人は、「低」ランクの myGovID が必要。

・連邦事業者登録所 (ABR=Australian Business Register)

ランク【IP2・標準 (Standard)】：事業者登録を望む企業や団体は、連邦事業者登録所 (ABR)

で登録をしないとイケない。登録が済むと事業者番号 (ABN=Australian Business Number) が付番される。事業者が、オンラインで登録の届出、登録情報の変更をする際には、公式 ACFR ポータルにログインすることになる。この場合、ログインする個人は、「標準」ランクの myGovID が必要。

・首都特別地域歳入局セルフサービスポータル (Australian Capital Territory [ACT]) Revenue Office Self Service Portal)

ランク【IP2・標準 (Standard)】:連邦の首都キャンベラのある ACT (首都特別地域) 歳入局のポータルにログインし、ACT の雇用税や救急車負担金などをオンライン申告・納付する際に、ログインする個人は、「標準」ランクの myGovID が必要。

・職場の性の平等庁雇用者ポータル (Workplace Gender Equality Agency [WGEA] Employer Portal)

ランク【IP1・低 (Basic)】:雇用主は、職場の性の平等庁 (WGEA) 雇用者ポータルにログインし、WGEA にデータを提供し、かつ、閲覧できる。この場合、ログインする個人は、「低」ランクの myGovID が必要。

■ myGov アカウント作成とは

(Q) オンラインでさまざまな社会保障の給付申請や税金の申告をするには、まず、自分の「マイガブ ID / myGovID アカウント」を開設しないとイケないとのことだが、もう少し詳しく説明して欲しい。

(A) この点についてはすでに少しふれたところである。例えば、オーストラリアに「ワーキングホリデー」ビザを取得して、メルボルンのレストランで働いて、給料をもらっているとする。この場合、オーストラリアにはわが国の年末調整のような仕組みがないので、正規雇用の人も、非正規雇用の人と同様に、1 課税期間収入が 18,200 ドル (免税点額) を超える場合、所得税の確定申告をしないとイケない。連邦税の申告はオーストラリア国税庁 (ATO) が担当している。ちなみに、ATO は、免税点以下の納税者であっても、源泉徴収が行われていない場合などには、いわゆる「ゼロ申告 (non-lodgment advice)」をするように奨励している。

オーストラリアの場合、所得税の確定申告は、電子申告 (electronic lodgment) であるのが一般的である。納税者は、本人電子申告の場合、ATO 専用アプリを使い、オーストラリア国税庁 (ATO) の Web サイト (myTax) にログインして、手続を進めることになる。もちろん、官製のデジ

タル ID である myGovID を使う選択もある。

しかし、これまで説明してきたように、税金の電子申告 (myTax) をするとなると、納税者は、まず、連邦政府の myGov 公式 Web サイト (Create a myGov account | myGov/) に入って、自分の myGov アカウントを立ち上げ (開設) しないとイケない。

myGov アカウントを立ち上げ (開設) する方法は 2 つある。なお、納税者がすでに myGov アカウントを持っている場合には、新たに myGov アカウントを開設する必要はない。

【表 10】マイガブ / myGov アカウント開設方法の選択

- ①マイガブ ID / myGovID を使う: ただし、ユーザーがすでに、官製のマイガブ ID / myGovID を取得している場合。また、この場合、少なくとも「標準」強度ランクの myGovID を取得していることが要件。
- ②メールアドレスを使う: 個人用のメールアドレスに限る。このことから、他の人と共用のメールアドレスは不可。
- ③オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使う

《②メールアドレスを使う場合》

ユーザーである市民・納税者が、myGov アカウントの開設に、②メールアドレスを使う場合を考えてみたいと思う。この場合は、ユーザーは、まず、スマホないしパソコン (PC) で、ネットを使って連邦政府の MyGov 公式 Web サイト (Create a myGov account | myGov/) にアクセスする。その後は、次のような手順になる。

【表 11】メールアドレスを使った myGov アカウントの開設

- ①「アカウントの開設 (Create a myGov account)」をクリックする。次に、
- ②メールアドレスを入力する。すると、セキュリティコード (ワンタイムパスコード) が届く。Next をクリックして、届いたセキュリティコードを入力する。次に、
- ③オーストラリアの携帯スマホ電話番号 (この入力任意、ユーザーの選択) を入力する。次に、
- ④パスワードを決めて 2 回入力する。次に、
- ⑤ 2 つの秘密の質問を選び、答えを設定する。次に、
- ⑥ログインの際に、自己のユーザーネームとメールアドレスのどちらでも可にする。

以上でおおむね myGov アカウントは完成である。あとは、ホーム画面の「Profile」から、住所や電話番号など基本的な個人情報を入力し、更新する。

ユーザーは、一度 myGov アカウントを作成すると、有効期間内ならば何度でも利用できる。更新も可である。ただし、ユーザーは、自己の myGov アカウントと myGov ポータルサイトに接続する各種行政サービス公式 Web サイトにリンク (紐づけ) する作業をしないといけない。すなわち、ユーザーは、自分の必要に応じてリンク (紐づけ) した範囲の各種行政サービス公式 Web サイトに限りログインできるわけである。

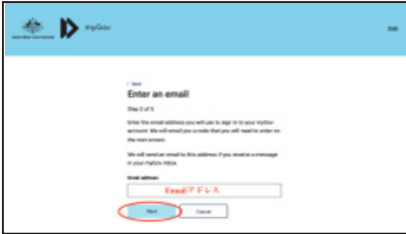
■ myGov アカウント作成の実際

- (Q) オーストラリアでは、ユーザーである市民・納税者が、myGovID は要らないとのことだが、myGov アカウントを持ってないとオンライン申請・申告はできない。実際に、ユーザーは、myGov アカウントをどのように立ち上げるのか教えて欲しい。
- (A) それでは、メールアドレスを使う方法で、myGov アカウント作成の仕方について説明する。

【STEP 1】
MyGov 公式 Web サイトから新規 myGov アカウントを作成に入る。「Create account」をクリックする。



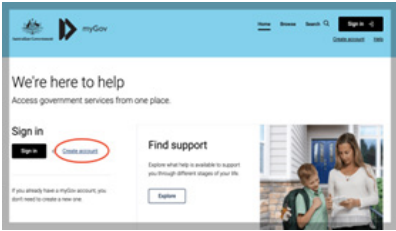
【STEP 4】
メールアドレスを入力する。そして、次へ




【STEP 7】
パスワードを決めて、2 回入力する。そして、次へ



【STEP 2】
「メールアドレスで作成」を選択する。「Continue with email」をクリックする。




【STEP 5】
メールアドレスに送られたセキュリティコードを入力する。そして、次へ



【STEP 8】
秘密の質問のうちから 2 つを選び、回答する。



【STEP 3】
下の「terms of use」と「myGov privacy notice」チェックする。そして、次へ



【STEP 6】
スマホ携帯電話番号 (選択なのでスキップ可) を入力する。そして、次へ



【STEP 9】
自身のユーザーネームとメールアドレス (ログインする際にどちらでも使用可能) を確認する。そして、次へ



これで、おおむね myGov アカウントは完成である。あとは、ホーム画面の「Profile」から住所や電話番号などの個人情報を入力・更新する。

■ myGov アカウントと各行政機関 Web サイトとのリンク

- (Q) myGov アカウントの作成ができると、次は、

myGov ポータルに接続する各種行政サービス Web サイトとリンク (紐づけ) する作業が必要となるが、どんな手順の作業が要するのか教えて欲しい。

(A) 市民・納税者 (ユーザー) が、myGov アカウントを設定できたとする。続いて、ユーザーは、自分の myGov アカウントをリンク先機関の Web サイトにリンク (紐づけ) する作業をしないとイケない。

ユーザーは、各種行政サービスの申請・申告を、対面 (リアル) でも、ネット・オンラインでもできる。しかし、オンライン申請・申告をするには、まず、myGov ポータルサイトにつながる自身の myGov アカウントを持たないとイケない。この点は、すでに説明したところである。続いて、ユーザーは、自己の myGov アカウントと各種行政サービスの公式 Web サイトにリンク (紐づけ) する作業をしないとイケない。ユーザーは、リンクしていない行政サービスの公式 Web サイトにはログインできないからである。

■ myGov アカウントと ATO とのリンクの実際

(Q) 電子納税申告では、myGov アカウントと ATO の公式 Web サイトとをリンク (紐づけ) が必要となるが、やさしく教えて欲しい。

(A) まず、オーストラリアの個人所得税の申告手順のイロハについて説明する。

オーストラリアでは、連邦個人所得税は、課税年 (7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで) の収入金額が免税点 (18,200 ドル) を超える場合は、10 月 31 日までに全員確定申告 (lodgment of tax return) をしないとイケない。免税点額以下でも、源泉徴収されていない収入がある場合などには、ゼロ申告 (non-lodgment advice) をしないとイケないこともある。確定申告では、スマホを使った電子申告が一般的である。確定申告では、還付申告が 8 割を超えるようだが、申告で追加納付が生じるケースでは、11 月 21 日が納付期限である。確定申告の方法 (Lodgment options) には、詳しく言うと、【表 12】の 4 とおりある。

それから、納税者 (ユーザー) 本人が、電子納税申告 (myTax / electronic tax return lodgment) をするとする。「本人電子申告」の場合は、納税者は、【表 13】の 3 つのうちいずれかの方法で myGov アカウントと ATO をリンク (紐づけ) しないとイケない。

【表 12】オーストラリアの所得税確定申告の方法

- ① 文書申告 (tax return on paper)
- ② 電子申告 (tax return on line / electronic tax return lodgment / myTax)
- ③ 税理士関与申告 (lodging using the PLS= Practitioner lodgment service)
- ④ ボランティア税務支援申告 (tax return through ATO's Tax Help Program)

【表 13】myTax の際の myGov アカウントと ATO のリンク方法の選択

- ① マイガブ ID / myGovID
リンクに「マイガブ ID / myGovID」を使う方法。ユーザーである納税者が、少なくとも「IP2・標準」の保証強度の自己の myGovID を入手していれば、ATO とリンクして電子申告ができる。
- ② オーストラリアの携帯スマホ電話番号
公式アプリストアから ATO 専用アプリを自分のスマホにダウンロードし、アプリを開き、オーストラリアの携帯スマホ電話番号を登録し、ショートメールサービス (SMS) で送られてくるリンクコード / SMS コード (ワンタイムパスワード) を入力する方法。ただし、この ATO アプリ機能を完全に使いこなすには、myGov アカウントとリンクする作業をしないとイケない。また、ユーザーは、必ず自分の納税者番号 (TFN) を取得していないとイケない。
- ③ マイガブ・コード・ジェネレーター・アプリ
電子納税申告に、マイガブ・コード・ジェネレーター・アプリ (myGov Code Generator app) で生成されるワンタイムセキュリティコードを使う方法。このアプリは、公式アプリストア [Apple App Store または Google Play] から入手できる。myGov アカウントのセキュリティを向上させるための便利なツールである。このアプリを使用すると、myGov アカウントへのログイン時に SMS コードや秘密の質問の代わりに、アプリで生成されたコードを入力できる (Use the myGov Code Generator app | myGov)。

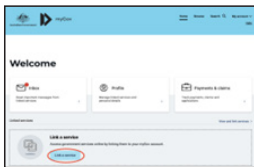
《②オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使う方法》

ユーザーである市民・納税者が、ATO 専用アプリをインストールしたうえで、②オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使って、自分の myGov アカウントと ATO をリンク (紐づけ) するとする。この場合、手順は、おおまかにいうと、次頁【表 14】のとおりである。(How to create a myGov account and link to your tax and super)。

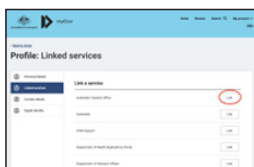
【表 14】オーストラリアの携帯スマホ電話番号を使ったリンク方法のあらまし

- ① myGov 公式 Web サイトにアクセスし、「View and link service」を開くと、ホーム画面に「リンク先(Link a service)」が表示される。次に、
- ② 「国税庁 (ATO=Australian Taxation Office)」を選ぶ。次に、
- ③ 「continue」をクリックしする。そこに表記されている名前と生年月日に同意する。次に、
- ④ 「terms and conditions」と「privacy notices」を読み、同意する。次に、
- ⑤ 人を特定する情報【氏名・生年月日・住所・納税者番号 (TFN) を入力する。次に、
- ⑥ 「あなたに関する質問 (Questions specific to you.)」を選び、個人を特定できる情報 2 つ【例えば、Super / 年金口座情報と雇用主発行の源泉徴収票 (PAYG)】を入力する。
 または、リンクできない場合には、13 28 61 に電話してリンクコードの送付を求め、スマホに SMS で送られてきたリンクコードと自分の納税者番号 (TFN) を入力して、「提出」をクリックする。
- ⑦ これで、ユーザーの myGov アカウントと ATO がリンク (紐づけ) できれば、電子申告 (myTax) ができる。

【STEP 1】
ホーム画面から「Link a service」をクリックする。次に、



【STEP 2】
「ATO」を選択する。次に、



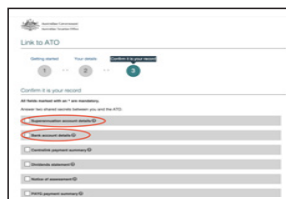
【STEP 3】
下までスクロールする。



【STEP 4】
自分の名前と誕生日が合っているか確認、個人を特定する情報【氏名・生年月日・住所・納税者番号 (TFN) を入力する。次に、



【STEP 5】
下記質問から 2 つ選択し、回答を入力する。質問項目は【表 15】のとおりである (Proving who you are to link your myGov account to the ATO - Easy Read | Australian Taxation Office)。



そのうえで、「提出」をクリックする。

【表 15】質問項目一覧

- ・過去 2 年以内の Superannuation account details : スーパーアニュエーション / 公的退職年金口座の詳細情報
- ・ATO に告知している Bank account details : 銀行口座の詳細情報
- ・過去 5 年以内の Notice of assessment : 過去の納税査定通知 (NOA) の記録
- ・2 年以内の PAYG payment summary : 雇用主発行の源泉徴収票 (PAYG) 概要
- ・過去 2 年間の株式配当の明細書
- ・過去 2 年以内のセンターリンクからの明細書

なお、リンク (紐づけ) できない場合には、13 28 61 に電話して自分のスマホにリンクコードの送付を依頼する。そして、SMS で送られてきたリンクコードと自分の納税者番号 (TFN) を入力して、「提出」をクリックする。

これで、ユーザーの myGov アカウントと ATO がリンク (紐づけ) できれば、電子申告 (myTax) ができる。(【2023 年版】タックスリターンに必要な mygov の準備 - オーストラリア留学 .net (ryugaku-au.net) 参照)

■リンク (紐づけ) トラブル対策 Q & A

(Q) リンクがうまくいかない場合に、どんな対応が必要なのか？

(A) リンク (紐づけ) がうまくいかないのは、初めての電子申告 (myTax) で、ATO にユーザーである納税者の情報がないことなどが原因であることが多い。**【STEP 5】** で入力する情報が不足していると、myGov アカウントと ATO とのリンク (紐づけ) ができない。その場合には、電話 (13 28 61) をして、リンクコード (ワンタイムパスワード) を発行してもらい、そのコードを入力して ATO とリンクさせる必要がある。

電話すると、その際に、本人確認のためにいくつか質問がある。このことから、次のようなデータを準備しておくのも一案である。

【表 16】事前に質問用に準備しておくべきデータ

- 氏名、生年月日、FTN (タックスファイルナンバー / 納税者番号)、旅券 (パスポート) 番号、住所など

リンクコードは、オペレーターに読み上げてもらえることができる。しかし、ユーザーが、英

語のヒアリングに自信のない場合には、TMS（テキストメッセージシステム）で自分のスマホにリンクコード（ワンタイムパスワード）の送信を依頼することができる。他民族国家のオーストラリアでは、国税庁（ATO）は、多言語サービスが当たり前になっている。日本語でのサービスを受けることも可能である。

(Q) 電子申告 (e-file) 後、ATO の処理には、どれくらいの期間がかかるのか？

(A) 税金申告は英語で「Tax Return / タックスリターン」という。原義からすれば、税金を申告すると、「税金 (tax) の「リターン / 還付 (return)」があるということである。しかし、実際には、税金の申告をすると、追加 (additional) 「納付 (payment)」をしないといけないケースも出てくる。

オーストラリアの場合、税金の申告後、2～4週間ほどで申告した納税者に査定通知書 (NOA=Notice of Assessment) が送られてくる。`査定 (assessment)`、という言葉を目にすると、オーストラリアは賦課課税制度 (official assessment) を採っているようにも見える。しかし、欧米諸国では賦課課税制度から申告納税 (self-assessment) 制度に移行した後も、「査定 (assessment)」という言葉が広く使われている。したがって、`査定 (assessment)`、は、賦課課税の意味ではない。

いずれにしろ、査定通知書 (NOA) が送られてくると、同時に還付があるときには納税者が指定した銀行口座に還付額が振り込まれる。逆に、追加納付額があるときには指定の期日まで求められた額を納付しないとイケない。ATO の申告処理期間は、電子申告 (e-file) では、完全に自動処理できるケースではおおむね2週間である。そうでない手作業 (手動処理) も必要なケースでは4週間くらいかかる。一方、文書申告 (paper file) では10週間くらいかかる。ちなみに、査定通知書 (NOA) は、原則として4年間保存するように求められる。

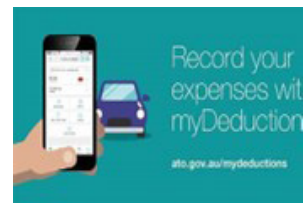
■添付資料保存ツール (myDeductions) とは何か

(Q) 税務のデジタル化 / オンライン化に伴い、給与所得者や個人事業者にとり添付資料などの保存が負担になってきている。オーストラリア

では、デジタル記帳や「添付資料保存ツール (myDeductions)」を利用できるようになったと聞く。関与税理士なども、そのツールにアクセスできるようだが、実情を教えて欲しい。

(A) 納税者は、「添付資料保存ツール (myDeductions)」アプリを利用できる。ATO (国税庁) が提供する無料アプリである。手順としては、納税者は、ネット上の公式アプリストアからアプリを自分のスマホやタブレットにダウンロードし、画面上で「添付資料保存ツール (myDeductions)」を選択する。次に「personalization」画面から、`従業者`、`自営業者`、`双方を兼ねる`、のいずれかを特定する。納税者の基本的な個人情報なども入力する。

設定が完了すれば、次 **(【表 17】)** のような自分に関する各種請求書や領収書などの税務資料や記録を保存することができる。



(Public use)

【表 17】 myDeductions に入力できるユーザー情報

<p>《従業者の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事関連費用 (例: 専門書購入費) ・ 仕事関連旅費 (例: 交通費、ホテル代、レンタカー代) ・ 一般的経費 (例: 税理士費用、贈答品など) <p>《自営業者の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業上の収入 ・ 事業上の費用

「iPhone」または「iPad (iOS)」で添付資料保存ツール (myDeductions) を使う場合、ユーザーは「Apple Mail アプリ」をインストールする必要がある。

ユーザー自身で、データを入力・更新できる。ただ、ユーザーは、自分の更新したデータについては紛失等に備えて、自分の責任でバックアップしておく必要がある。

このアプリのユーザーの代理人 (税理士や公会計士など) も、関与する納税者の添付資料保存ツール (myDeductios) を閲覧することができる。

■企業の代表者・代理人が申請・申告で行政 Web にアクセスする仕組み

(Q) 企業の代表者・代理人が申請・申告で行政 Web サイトにアクセスする仕組みについて教えて欲しい。

(A) オーストラリアでは、個人が企業の代表者または代理人として行政機関の公式 Web サイトにアクセスする場合にも、本人確認・本人認証のための官製のデジタル ID である myGovID が必要である。この場合、本人は、次のような手順でリンクする作業をしないとイケない。

【表 18】リンクの手順

<p>①ステップ 1 本人が自己の myGovID を設定 (set up) する。</p> <p>②ステップ 2 本人が、自己の myGovID と事業者番号 (ABN) を RAM (Relationship Authorisation Manager) というオンラインの紐づけ認証システム【関係性認証システム】を介してリンク (紐づけ) すること。次に、</p> <p>③ステップ 3 本人が、自己の myGovID を使って ATO の「事業者向けオンラインサービス (OSfB=Online services for Business)」ホームページ (HP) にログインする。次に、</p> <p>④ステップ 4 事業者向けオンラインサービス (OSfB) の HP、本人が選任した代理人の「Profile」に次のような入力をする。</p> <p>① 代理人の情報を入力する。「代理人選任 (Agent nominations)」欄で、次に、</p> <p>② 「選任する代理人」欄で、代理人の種類を特定する。次に、</p> <p>③ 代理人登録番号を入力する。次に、</p> <p>④ 表示された代理人の詳細をチェックする。宣誓書 (Declaration) を完成し、「提出 (Submit)」をクリックする。本人が選任提出確認書 (nomination submission confirmation)」を受領する。次に、</p> <p>⑤ 本人が、代理人選任欄にリスト化された自己の代理人の詳細を閲覧する。</p> <p>⑤ステップ 5 本人が、選任された代理人にその旨を通知する。</p>
--

* 代理人自身は、自動的に④選任提出確認書 (nomination submission confirmation) の送付を受けることはない。このことから、本人が代理人に対して、オンラインでの代理人選任手続を完了した旨を通知することが重要である (Set up your access to Online services for business | Australian Taxation Office (ato.gov.au))。

企業の代表者や顧問弁護士や公会計士を含む代理人となる個人は、自己の IP3・強 (Strong) ランクの myGovID と、その企業に付されているオーストラリア事業者番号 (ABN=Australian Business Number) とを、国税庁 (ATO) が

所管する RAM (Relationship Authorisation Manager) というオンラインの紐づけ認証システム【関係性認証システム】を介してリンクする作業が必要である。

【表 19】オンラインの紐づけ認証システム【関係性認証システム】



■豪州での税理士制度の基本

(Q) オーストラリアには、政府規制でつくられた税理士制度 (RTA=Registered Tax Agent) があるが、基本的な仕組みについて教えて欲しい。

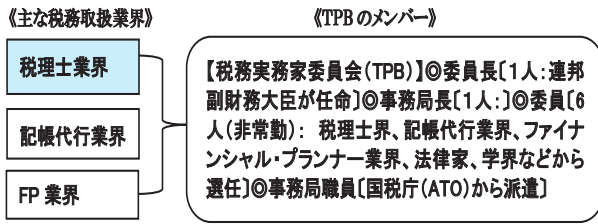
(A) オーストラリアの税理士制度は、わが国ではあまりよく知られていない。しかし、国民税制研究所発刊の『国民税制研究 2 号』第 V 章「オーストラリアの税務専門職制度」で詳しく紹介されています (国民税制研究 第 2 号 | 国民税制研究所 (jti-web.net)) (本稿【コラム 2】参照)。

オーストラリアでは、従来、税務専門職規制は、州・準州がまちまちに行ってきた。2009 年に税理士業法 (TASA=Tax Agent Services Act 2009【TAS 法】) が制定された。この法律により、連邦が税務専門職規制をすることになった。連邦の独立した「税務実務家委員会 (TPB=Tax Practitioners Board) が設置された。TPB は、①税理士 (Tax agent) [税理士業務] に加え、②帳簿・法定資料作成士 (BAS Agent) [記帳代行業務]、③税務 (ファイナンシャル) アドバイザー／プランナーに対する政府規制・監督事務を担当している (Finding and using a tax practitioner | Tax Practitioners Board (tpb.gov.au))。税理士試験、税理士倫理 (専門職行動基準規程) 違反などに対する懲戒も、この委員会 (TPB) が担当している。

すべての税理士等は TPB への登録が義務付けられている。オーストラリアの場合、税務実務家委員会 (TPB) に登録した税理士は、登録税理士 (RTA=Registered tax agent)」と呼ばれる。RTA 以外は、有償で、①税務書類の作成、②税務相談および③ 税務代理の業務を行ってはいないことになっている。

登録した税理士等 (登録事業者) は、専門職行

【表 20】 主な税務取扱業界と連邦の税務実務家委員会のメンバー



動基準規程 (Code of professional conduct) を遵守するように義務づけられる。委員会 (TPB) は、登録事業者が専門職行動基準規程に違反する場合には制裁を科すことができる。

先進各国では、クライアントである消費者保護ファーストの観点から専門職行動基準規程を定めるのが常識になっている。ところがわが国は、税務専門職倫理に関する議論がないか、あっても弱い。税理士試験の受験科目にリストアップもされていない。わが国は、西欧型民主主義を敷く国で、専門職試験科目に「職業倫理」の知見を問わない数少ない例の1つではないか？

今日、オーストラリアでの税理士サービスは、対面 (オフライン) に加え、オンライン (ネット) で提供されることも多くなってきている。いずれにしろ、オーストラリアでは、税理士サービスに対する専門職行動基準規程は、対面 (オフライン) で提供される場合と、オンライン (ネット) で提供される場合とに等しく適用されることになっている。

■豪州での税務代理権限証書デジタル化の仕組み

(Q) オーストラリアでは税務代理権限証書もデジタル化 (電子化) されているようだが、今後、わが国もデジタル化で同じような方向に進むと思うので、教えて欲しい。

(A) わが国の税理士制度にある「税務代理権限証書」に類する事務も、オーストラリアではデジタル化/オンライン化されている。オーストラリア国税庁 (ATO) は、RAM (Relationship Authorisation Manager) [紐づけ認証システム] Webサイトを開設している。登録税理士 (RTA) や、消費税の事業活動報告書など帳簿・法定資料作成士 (BAS Agent) [いわゆる「登録記帳代行業者」]、さらには給与業務代行業者 (payroll service provider) は、RAMを介して、自身のデジタルIDである myGovID と関与先事業者の事業者番号 (ABN) とを紐づけをしたうえで、その企業の税務代理人として、本人と同じ資格で、

ATOのWebサイトにログインできるようになる。具体例をあげて見る。税理士 S が、関与先企業 R のオンライン税務代理をしているとする。この場合、代理権限があることを ATO 所管の RAM (Relationship Authorisation Manager) [紐づけ認証システム] Webサイトを介してオンラインで証明 (本人認証) することになる。手続的には、税理士 S の myGovID と関与先 R の事業者番号 (ABN) とを RAM [紐づけ認証システム] を介してリンク認証することになる。この場合、税理士 S の myGovID は強 (IP3・Strong) ランクでないといけない。

税理士 S の関与先 R に対する代理権限が認証されれば、税理士 S は、自己の myGovID で、関与先 R の電子申告の代理、R の税務書類へのオンラインアクセスができるようになる。関与する関与先 R が ATO の添付資料保存ツール (myDeductios) を使っている場合には、税理士 S も紐づけられている自分のデジタルIDで、閲覧することができる。[myGovID and RAM for tax professionals | Australian Taxation Office (ato.gov.au)]. Client-to-agent linking steps | Australian Taxation Office (ato.gov.au) 1739529e60924fe6b9fc91acec8d782e (sitecorecontenthub.cloud)].

■ ATO の代理人用オンラインサービス (OSfA) とは何か

(Q) オーストラリア国税庁 (ATO) は、登録税理士 (RTA) や消費税の事業活動報告書など帳簿・法定資料作成士 (BAS Agent) [いわゆる「登録記帳代行業者」]、さらにはそれらの事務所の職員向けに、「代理人用オンラインサービス (OSfA=Online Services for Agents)」を提供しているが、先ほど少し説明してもらったが、どんなサービスなのかももう少し詳しく教えて欲しい。

(A) 「代理人用オンラインサービス (OSfA=Online Services for Agents)」は、登録税理士 (RTA) や消費税の事業活動報告書などを作成代行する帳簿・法定資料作成士 (BAS Agent)、さらにはそれらの事務所の職員が業務を遂行するのに必要な情報が集約されたデータベースである (Online services for agents | Australian Taxation Office (ato.gov.au)).

このオーストラリア国税庁 (ATO) の Webサイトにログインするには、ユーザーは、自分の myGovID と RAM (Relationship Authorisation

Manager)【紐づけ認証システム】を使わないといけない。

わが国の税理士制度にある「税務代理権限証書」に類する事務も、オーストラリアではデジタル化/オンライン化されている。ATOは、RAM (Relationship Authorisation Manager)【紐づけ認証システム】Webサイトを開設している。

登録税理士 (RTA) や消費税 (GST) 関連事業活動報告書作成などを有償で行う帳簿・法定資料作成士 (BAS Agent) [いわゆる「登録記帳代行業者」]、さらには給与/労働社会保険代行業者 (Payroll Service provider / ペイロールサービスプロバイダー) は、RAMを介して、自身のデジタルIDである myGovID と関与先事業者の事業者番号 (ABN) とを紐づけ (リンク) することにより、その企業の代理人として、本人と同じ資格で、

ATOのWebサイトにログインし、本人情報にアクセスできる。また、データの更新などもできる。

代理人用オンラインサービス (OSfA) は、税務専門職である登録税理士 (RTA) や帳簿・法定資料作成士 (BAS Agent) には、非常に利便性のよいツールである。これら税務専門職は、クライアント (関与先/本人) の広範の納税データに本人と同じ資格でアクセス・データ更新ができる。

しかし、税務専門職からは、代理人用オンラインサービス (OSfA) で、関与先納税者のデータにアクセスできても、いちいちダウンロード (出力) して利用しないとけない。このため、データ更新に時間がかかりすぎるなどの問題点も指摘されている。こうした対応は、税務専門職のクライアントである納税者のデータの安全、プライバシー保護の観点から取られているとのことである。(続く)

PIJ 定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 事務局

PIJ 定時総会が、さる2024年5月24日 (金曜)、東京、池袋の東京芸術劇場会議室において、第1部 定時総会、第2部 報告、第3部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

<p>第29回定時総会 (案) 2024年5月24日 (金曜) 於 東京芸術劇場会議室</p> <p>第1部 定時総会</p> <p>1. 開会宣言 司会者 1. 代表あいさつ 1. 議長選任 1. 議事 第1号議案 2023年度活動報告承認の件 第2号議案 2023年度収支報告書並びに財産目録承認の件 第3号議案 2024年度活動計画承認の件</p>	<p>第4号議案 2024年度収支予算案承認の件</p> <p>第2部 報告</p> <p>【役員に関する報告】 2024年5月21日評議委員会で選任された役員は次のとおり。任期は、2事業年間</p> <p>【代表】 石村耕治 (白鷗大学名誉教授)</p> <p>【副代表】 辻村祥造 (税理士)</p> <p>【常任運営委員】 我妻憲利 (事務局長/税理士)</p>	<p>勝又和彦 (税理士) 菊池 純 (税理士) 白石 孝 (市民団体役員) 平野信吾 (税理士) 益子良一 (税理士) 高橋正美 中村克己 (編集局長/税理士)</p> <p>【相談役】 河村たかし (名古屋市長/元衆議院議員)</p> <p>第3部 講演</p> <p>共通番号 (マイナンバー) 制度反対運動再興の視点</p> <p>講師 石村耕治 (PIJ 代表・白鷗大学名誉教授)</p>
---	---	---

【2024年度活動計画】

次に掲げる諸活動を行う。

1. マイナパンデミックへの対応：共通番号利用制限・廃止に向けての取組み
2. デジタルID (デジタル本人確認) と人権保護への取組み
3. マイナ健康保険証 (Mシステム) の危ない使われ方の検証
4. 監視カメラ、顔認証 (顔パス)、犯罪者へのGPS装着と人権保護への取組み
5. 税務のデジタル化と市民・納税者の権利保護への取組み
6. チャットGPT (対話型生成AI) と税理士法上の税務相談業務のあり方の検証

【会報発行に関する報告】

会報「CNNニュース」(季刊)を次のとおり4回発行した。

- ・第113号
2023年5月4日発行
- ・第114号
2023年7月23日発行
- ・第115号
2024年10月17日発行
- ・第116号
2024年1月1日発行

《刑事司法にAI判定が活用されるようになる?》 AI 刑事手続とプライバシー・人権保護 (1)

— アルゴリズム (情報処理手順) の判断による刑事手続の透明性・公平性 —

コメンテーター 清水晴生 (白鷗大学教授)

【内容目次】

- 1 新技術と刑事手続
- 2 AI (人工知能) とディープラーニング
 - (1) ディープラーニング (深層学習)
 - (2) ブラックボックス問題
 - (3) ハルシネーション問題
 - (4) アルゴリズムの調整 (チューニング) と公平さ
- 3 プライバシー保護法制と刑事手続
- 4 AI 刑事手続の各局面
 - (1) AI 刑事手続と治安維持
 - (2) AI 刑事手続と犯罪捜査 (任意捜査)
 (以上、117号)

 - (3) AI 刑事手続と令状の請求・審査
 - (4) AI 刑事手続と起訴権限
 - (5) AI 刑事手続と保釈
 - (6) AI 刑事手続と証拠開示
 - (7) AI 刑事手続と証拠採否
 - (8) AI 刑事手続と自白の任意性
 - (9) AI 刑事手続と違法収集証拠排除
 - (10) AI 刑事手続と証明力評価
 - (11) AI 刑事手続と事実認定 (合理的な疑いを超える証明)
 - (12) AI 刑事手続と法の解釈・適用 (類推解釈)
 (以上、本号)
- 5 EU 規則案と刑事手続
- 6 プライバシー・人権保護上の問題点の整理
- 7 もう一つのブラックボックス問題～トレード・シークレット
- 8 おわりに

4 AI 刑事手続の各局面 (承前)

(3) AI 刑事手続と令状の請求・審査

搜索や逮捕・勾留、あるいは犯則調査といった強制捜査をするには、裁判官がその理由と必要性を審査した上で発付する令状が必要だ。令状請求は警察官の中でも一定の身分が必要とされる (刑訴 199 条 2 項、218 条 4 項)。また逮捕を含め

た勾留期間は延長しても 23 日間と刑訴法で決められている。したがって勾留状を連発して無期限に勾留するのは法の趣旨に反し許されない。つまり一定の身分にある者がその請求の必要性やタイミングを判断することになる。捜査機関にとって令状審査のハードルはそこまで高いものではないことから、令状請求の判断を AI に委ねる必要性自体小さいと思われる。

他方、令状発付を請求され、発付すべきかを審査する裁判官の役割は AI に任せられるか。令状請求の電子化も検討されていて、これまでの令状事件のビッグデータを深層学習させた AI を用いてこれを審査することはできそうだ。しかし実際に請求が却下される割合が相当低いことを考えると、ビッグデータの中に請求却下のデータがそもそもあまりないことが考えられる。AI も却下しなくてよいと判断してしまうだろう。

身柄拘束による人権侵害の重大性を重要な要素 (特徴量) として AI に深く学習させ、逃亡や証拠隠滅の現実的・具体的な可能性を踏まえて AI が審査する設計でアルゴリズムを構築できるならば、AI 令状審査はむしろ人質司法の解消に貢献するかも知れない。

(4) AI 刑事手続と起訴権限

では起訴するかどうかの判断を AI に委ねることはできるか。その事案に刑事裁判に付すべき価値があるか、起訴を維持するに足る証拠が揃っているかどうか。同種事案の結果をビッグデータとして深層学習した AI がそれらを判断することは可能にも思える。ただし起訴するかどうかの裁量判断には、犯罪事実そのもののみならず、それを取り巻く広汎な事柄が実際には考慮に入る。どこまでの事情 (特徴量) を、どのようなハイパーパラメータチューニングでディープラーニングさせるかを決めるのはかなり難しい。そこには地域的

な事情や政治的配慮など、不合理と思えるものも考慮対象となりうる。

刑事司法への AI 導入は、そのアルゴリズムの透明性を前提とする。現実的に利用可能な AI のアルゴリズムが、その適正さや合理性の点で検証に耐えうるものとなるかは疑わしい。ただしその意味ではむしろ、起訴裁量の合理性を担保しうる透明性が、逆に AI によってこそ確保されうるかも知れないのは皮肉というほかない。



(5) AI 刑事手続と保釈

容疑者段階での逮捕・勾留は期間が 23 日間と限定されているとはいえ、突然 3 週間以上も生活から切り離され、その間朝から夜まで犯罪者扱いの取調べに晒されるのは、どんなに忍耐強い人でも耐えられない。その意味で起訴前の保釈も考えられてよいはずだが、現在は起訴された後の勾留に対する保釈のみが認められている（刑訴 207 条 1 項但書）。

逃亡や証拠隠滅を疑う相当の理由がなくなれば保釈されなければならない。そもそも起訴後勾留のみに保釈が認められるのは、起訴するに足る証拠を集め終え、捜査が終了したからだ。これ以上証拠隠滅の恐れは本来ない。無論なお証人予定者を脅したり懐柔することも考えられなくはないが、発覚するリスクが心理的規制となる。

本来被告人は刑事裁判の一当事者だ。民事裁判が原告と被告がいないと成り立たないように、刑事裁判は検察と被告人がいて、公正に裁かれなければならない。勝敗を競う一方が、相手の手中に収められていて、公平な戦いなどありえない。捜査が終わった以上は、被告人は万全の態勢で裁判に臨む必要があり、そのためには自由な状態にしなければならない。

保釈を認めるかどうかは裁判所の判断だが、裁判所としては被告人が姿をくらすのが一番困る。だから保釈を認めない傾向がある。被告人に憲法上認められる公平な裁判を受ける権利よりも、裁判の成立を優先させる発想だ。逮捕・勾留の令状審査同様に、身柄拘束による被告人の防御権侵害を重要な要素（特微量）として深層学習させたアルゴリズムにより、裁判や被告人の状況を踏まえて逃亡や証拠隠滅を疑う相当の理由の

有無を判断させたならば、AI の判断の方が裁判の適正・公平な判断に適うかもしれない。しかし現実にそうした防御権や適正手続に十分配慮したハイパーパラメータチューニングが期待できるかが大きな問題だ。

(6) AI 刑事手続と証拠開示

裁判員裁判をきっかけに導入された、公判開始前に双方の主張とそのための証拠を整理してから裁判を始める公判前整理手続は、裁判員裁判以外の裁判にも広がりを見せている。裁判の迅速・効率化に役立つからだ。この手続を進めるには、弁護側が主張と証拠をあらかじめ整理するために、検察側からの証拠の開示が欠かせない。証拠隠しこそが裁判長期化の根源だったのだ。裁判所の指揮の下、おおむね証拠開示には広く応じるようになったとの声も聞こえる。だがそれでも全面証拠開示には至ってない。裁判の行方が微妙な重大事案では、証拠リストの正直な開示がなされていないおそれもあり、それを確認・検証するのも困難が伴う。

裁判所が必要性を踏まえて開示命令を出すのでない限り、基本的には検察側が一方の訴訟当事者としてどのような証拠を出すかを定める権限がある。しかし裁判の公正・適正な手続や被告人の防御権保障の観点からすれば、捜査能力・権限を実際独占する捜査機関に証拠隠しを認めるのは、それらの権限を認めた憲法や刑事訴訟法の意図するところとは思われず、むしろその趣旨に反する。

以上を前提とすれば、国家機関が刑事裁判のために集めた証拠は公共財で、全面開示が本来の姿だ。いずれにせよ AI に証拠開示の範囲を判断させるのは、一方当事者の検察が判断するより公平な結論を導きうる。しかしこれも設計やチューニング次第ともいえる。ただ、量刑データの利用と同様、裁判所や両訴訟当事者が、公平な証拠開示の相場を見出し、共有するツールとして想定することもできる。そのためには弁護士会の意見を十分取り入れた設計やハイパーパラメータチューニングが必須だ。また深層学習させるビッグデータは、証拠開示の進んだ公判前整理手続導入後のものに限られるべきだ。

(7) AI 刑事手続と証拠採否

両訴訟当事者それぞれの主張を支えるのは証拠だ。しかし公正な裁判のためとはいえ、無限に証拠を調べ続けていては結論が出ない。使える証拠

かどうかの判断に加え、どこまでの範囲の証拠が裁判に必要なかを決めるのは裁判所の判断だ。その事案にどれだけの、どこまでの証拠を調べれば過不足がないかの判断について、AIに参考意見を出させ叩き台にすることも考えられる。かといってそれとずれるからといってただちに裁判所の判断が不合理ということにもならない。各事件ごとの個別事情もあるからだ。

激しく争われるケースほど、証拠採否の決定は当事者に不満を抱かせうる。それは特に防御権保障と直結する。したがってAIのアルゴリズムを作成する際、どのようなビッグデータを用い、訴訟の迅速や防御権保障などの要素(特徴量)をどのようにハイパーパラメータチューニングをするかが切実な問題となる。この要素(特徴量)には多様なものが予想され、またチューニングのバランスをどのように設定するかについても議論の尽きるころがなかろう。その意味では実現にハードルはあるが、一方でその合意が得られたならば、いわゆる裁判官・裁判体(合議体)の当たり・外れの不満が解消され、全国どこでも公平一律の証拠採否が期待・実現できることにはなりうる。



(8) AI 刑事手続と自白の任意性

ある証拠に、裁判で使うことのできる資格があるとき、証拠能力があるという。自白(自白調書)の場合、その自白が自らの自由な意思でなされた、強制されたものでないとき、自白に任意性があるといい、その自白を証拠とできることになる。つまり自白の任意性が、自白の証拠能力の要件ということだ。

任意性は強制されていないということだ。それは取調べがどのように行われたかによるが、容疑者が強制があったことを主張して裁判所に認めさせるのは簡単ではない。弁護人の立会いが認められない上、取調べの録画も取り調べる側の手中にある。容疑者は勾留中に記録した被疑者ノートの内容を示したり、可能であれば負わされたケガを撮影でもするしかないが、接見中に撮影するなどして証拠を確保するのも容易ではない。裁判所が取調べに立ち会った警察官の口裏合わせを軽々に信用し続ける現在の裁判では、調書の任意性を弾劾

するのはかなり困難だ。

したがってAIがいくら優秀でも、取調べの様子がすべて録画され、その内容がプロンプト(入力データ)として開示されない限り、答えを出し方がない。

また人間の裁判官は取調べの録画証拠がいくらあっても、その一部にしか必要性を認めず、裁判の迅速を図るのが常だ。AIなら何時間の取調べ録画でも確認するだろう。任意性を正しく評価するためには、留置場を出るところから取調室に入り戻ってくるころまでを確認すべきだが、AIならそれも倦むことなく確認するだろう。

このようにAIに自白の任意性を評価させるためには、単に調書の内容の論理的な一貫性や他の証拠との整合性のみならず、取調べ過程全体のデータ化とその開示とがまず必要だ。その上で何をもって自白が任意だとし、どのような要素があればそれを積極的に解した消極に解するかの特徴量エンジニアリングを、どのようなパラメータのバランスにより、どの程度学習させるかを決めなければならない。これらは裁判官が事実をどのように評価して心象を形成するか分析を前提するものであるが、そうした分析自体、事実認定を感覚的・決断的なものからより分析的・科学的なものにするために有用だ。

もしかするとAIによる任意性評価もまた、そのアルゴリズムの公平性・透明性が図れる限りでは、裁判の公平・公正に資する要素を提供しうるかもしれない。

(9) AI 刑事手続と違法収集証拠排除

取調べが行き過ぎた場合、証拠の収集過程に大きな問題がある場合、その収集過程の違法性を捜査官らが積極的に糊塗しようとした場合など、証拠の収集過程の違法が刑法の基本原則に反するといえるほど重大・悪質な場合、その証拠は排除され、証拠能力を否定される。これを証拠禁止といい、このルールを違法収集証拠排除法則という。しかしこのような証拠は、証明力の部分でも瑕疵を帯びている要素を多分に含んでいるから、証明しようとする事実との間の法的な関連性を否定すべき側面もあると考えられる。

今挙げたような証拠収集過程の違法行為、収集後の違法行為、権利侵害の重大性、違反の重大性といった要素を特徴量として違法性の度合いを評価し、それが刑事司法の適正を図る上で看過しがたいレベルに達していれば証拠の利用禁止・排除

を結論づけるアルゴリズムは、捜査の適正のみならず、事実認定の適正にさえ資する。

しかし実際、最高裁判例（最一小判昭和53年9月7日刑集32巻6号1672頁）は、その犯罪の重大さや証拠の重要性といった公判の価値やその維持をも考慮に入れ、事件が重大ならそれだけ捜査の違法も看過されてよいという態度だ。こんな要素を特微量としてハイパーパラメータチューニングすれば、結局事件が重大だから多少の違法捜査は許容されるという判断が出ることになる。挙句に最高裁判例は、わざとじゃなかったから大目に見ようという態度も取る。わざとじゃなければ違法にならないなら、むしろ捜査側は考えなしに違法捜査に及んだ方が得をすることになる。これは違法捜査を抑制する見地とは相容れない話だ。

これら判例の態度や捜査の実態を前提とすれば、最高裁や法務省に、適正な判断を導く違法収集証拠排除のアルゴリズムを期待することは不可能だ。ある程度の違法は許容されるという考えの下にハイパーパラメータチューニングを行おうとすること自体が恥ずかしいが、もしかするとそれでさえ人間の裁判所よりはマシな判断を期待すると思えるのはやはり皮肉だ。

(10) AI 刑事手続と証明力評価

その証拠がある事実の存在をどれだけ推測させるか、信じさせるかが証明力の評価だ。証拠の証明力が大きければ、その分その事実はあったと評価されやすい。最低限度の証明力があることを自然的関連性があるという。これがなければそもそも証拠として扱う理由がないから、証拠能力自体が否定される。また証明力はありそうだが同時に誤解を生じさせやすい証拠も、これをあえて証拠として使えないことにして、判断の誤りを回避するというものもある。この場合を法律的関連性がない、という。単に前科持ちだといったことや、素行が悪いとか、犯人と噂されているといったことがそれにあたる。

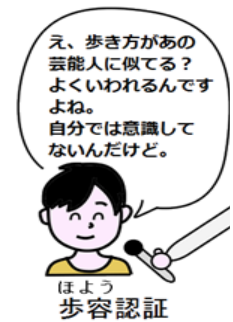
証拠能力と必要性を認められた証拠につき、それぞれの証拠の信用性を評価することを通して事実を認定する。どの証拠に強い証明力・推認力を認めて事実を認定するか。それは証拠それぞれの信用性のほか、証拠同士の整合性からも評価される。例えば証言内容や供述書面の論理的・一貫性、ほかの証拠の内容との整合性をAIに評価させれば、人間では見落としそうな論理的整合性などについて、厳密なヒントを示唆できるかもしれない。

い。アルゴリズムの設計次第では、有罪の心証を先行させがちな職業裁判官以上に公平な判断を示す可能性もある。

他方で、証明力があるように見えるからこそ、そこに含まれる誤謬が見逃されやすい証拠は、法律関連性がないとして証拠能力が否定されるべきだ。AIが証拠を作り出すとき、そのような科学的証拠は信用されやすいがゆえに法律関連性が問われてきた。嘘発見器やDNA鑑定などがそうだが、古くは（科学的とさえいえないが）警察犬による臭気鑑定もそうだ。

歩容認証と呼ばれる科学的証拠がある（参照、京都新聞2022年12月20日 <https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/942953>）。個人情報保護法は2条1項2号で、個人情報に含まれるものとして「個人識別符号」を挙げる。この「個人識別符号」に含まれる一つが、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」（同2項1号）だ。何がこれにあたるかは同法施行令1条1号が定める。同号ホとして「歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様」がある。これが「歩容」だ。

このデータを解析して、その歩容の映像から人物の同一性をAIに判断させるとするのが歩容認証だ。捜査の手がかりとして慎重に利用することは許されよう。しかし、似た歩容の人間がどのくらいの割合で存在しているかなど基礎とすべき資料が不十分でないかが懸念される。こういった懸念が取り除かれない限り、歩容がよく似ているといった情報は直感的で受け入れられやすい危険性を持つだけに、刑事裁判の証拠として用いるには不相当だ（法律的関連性がない）。



(11) AI 刑事手続と事実認定（合理的な疑いを超える証明）

法廷に持ち込むことが許された供述・証言、証拠物などを基礎にして、検察官が主張するストーリーが事実であったものと評価できるかが事実認定の問題だ。裁判所は法廷外の事実も含めたありとあらゆる事実からその判断を下すのではない。あくまで法廷に持ち込むことの許された証拠のみ

から、検察の描いたストーリーが普通に考えたらそれ以外ありえないかどうかという判断をする。

それぞれの証拠が示す事実から、犯罪となる事実があったこと、さらにそれを被告人が行なったこと、つまり事件性と犯人性を推論できることが必要だ。犯罪にも殺人から窃盗、詐欺と多種多様で、交通犯罪もあれば、経済事犯もある。確かに複数の要素を組み合わせてストーリーを描かせることはAIには容易だろう。

しかしそれはたくさんの可能性の中の一つを作り出すに過ぎない。AIに何度計算させても同じストーリーしか出なければ、そのストーリーがAIの導く真実かもしれない。逆に異なるストーリーができあがるなら、被告人が唯一の真犯人ではないということになるかもしれない。しかしそのいずれの結論であろうと、AIにおいて結論が狭まるのはアルゴリズムの学習の深度が過多であるからかもしれない、多様な結論が示される場合もハルシネーションを生じさせている懸念が拭えない。つまり結論は証拠によってではなく、アルゴリズムによって左右される。

それは確かに、裁判官によって結論が異なることと変わらないかもしれない。検察寄りの判断を出しがちな裁判官と、弁護側の話に耳を傾ける裁判官と、その傾向というのも確かにあろう。しかし人のゆらぎは本当の意味でブラックボックスだ。他方でAIはそのゆらぎの度合いを、設計・チューニングや深層学習の程度によって操作できる。そのバイアスも「ブラックボックス化」されてしまうが、全体的な傾向は操作可能だ。

それはブラックジョーク化すれば、AI裁判官たちの思考は操作されうるということだ。裁判は人である個々の裁判官の独立というゆらぎによってこそ、その公平を保っている。憲法76条3項が「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定めるのもその趣旨だろう。AIによる事実認定の利用や援用は、裁判官の独立に抵触する。アルゴリズムを通してその制作者の「良心」が裁判体の職権行使に影響を及ぼし、アルゴリズムに拘束される。事実認定は生身の裁判官が行わなければならない。

最高裁の
人事支配で、人の
裁判官もAI裁判官
並みにコントロール
されてたりしてねw



(12) AI 刑事手続と法の解釈・適用 (類推解釈)

①類推解釈 それぞれの証拠によってどのような事実が推認されるか、あるいは推認されないか。それらを総合して導かれる事実が、検察官の考えるストーリーと一致するか。これらは事実や事実間のつながりを解析するものだ。そうして推認された事実が、刑法の違法視する犯罪行為にあたるかどうか。これが法の解釈・適用の問題だ。

過去の判例を踏まえ、刑法や刑訴法の条文がどう解釈されてきたかは、逐一アルゴリズムに加えれば足りる。しかしその上で、目の前の事案にその解釈された内容が適用可能かどうか、あるいは適用されるべきか。その判断は限界的・周縁的な事例では難しい。AIは適用すべきかどうかについて意見を述べることはでき、それはある程度の論理性や科学性を含む。それは過去の同種事案のビッグデータから、許容される事案の揺らぎの幅を評価し、その範囲内かどうかといった判断となる。

しかし本事案でそこを一步踏み越えるべきか、あるいはむしろ限定づける必要があるかといった判断までを委ねるときには、その裁判は裁判官によってではなくむしろアルゴリズム制作者によってなされたと評価されるべきで、裁判官の独立(憲法76条3項)に反する。

特に刑事裁判では、その法解釈が許される拡張解釈(条文の文言の字義の範囲を超えていない)か、それとも許されない類推解釈かの判断により有罪・無罪が分かれる。刑事裁判では行為が行われる前に、あらかじめ刑法の中に犯罪として定められていなければ処罰できない(罪刑法定主義)。犯罪とならなかったはずの行為に、後追いで作った法律を適用するような不意打ち処罰は、適正な法手続(憲法31条)とはいえないからだ。したがって、刑法で処罰されている行為と同類だといって刑法を適用するのも、国会による立法手続を待たないで処罰するのと同じであるから、罪刑法定主義に反し適正手続違反だ。

しかしその解釈が許される範囲内の拡張解釈か、それとも許されない類推解釈かの限界は曖昧だ。この点について確かにAIも、これまでの同種ケースでの解釈傾向を踏まえて、一定の結論を導き出せる。しかしそこにはやはり一定の決断を要する。すべての事案で一つのAIが判断するならば、解釈の統一が図られ、法適用の不平等は生まれない。しかしその判断の根拠は「これまでの

同種事案と共通性が大きい(か小さい)」ということであり、今度は事案が似ているかどうかの問題になる。事案の共通性をどのような要素で測るか。これも様々な要素(特徴量)が関わってくる。この点に関して、事案の分析・評価を踏まえ、AIが説得力ある判断を常に導きうるかは疑わしい。どのような事案でどのような要素(特徴量)をどの程度重要視すべきか、またそれぞれの特徴量間のバランスはどうすべきか。この判断につきすべての個別のケースでの確かな結論を導きうるほどの事案の集積は、すべての罪種、すべての犯罪類型においては見出されない。類型ごとのデータ量の多寡・濃淡も大きい。単純な薬物犯罪、各種の組織犯罪等では一定のデータの集積に根差したアルゴリズムは考えられる。しかし個別要素が多様に関連する通常の窃盗・詐欺や殺人などといった刑法犯は、一律のアルゴリズムを見出すのは難しい。どの範囲のビッグデータを基にアルゴリズムを作るかの判断も難しく、深層学習の度合いの設定も簡単には決め難い。アルゴリズムが厳し過ぎれば個別性を重視しすぎるし、緩ければ皆同じ扱いとなる。

法解釈が重要性を増すのは、むしろ周縁的で境界的な事例である。いわばビッグデータにおいても参照例が少ないため、その分信頼性も薄くなる。またその周縁的・境界的な性質がどんなものであるかの分析も、個別的な性格の強いものである。このように考えてくると、法の解釈・適用はやはり人間の裁判官に任せる方が信頼に足りる。

もしこうした場合にその判断をAIに任せれば、裁判は実際のところ裁判官によってではなく、アルゴリズム制作者により行われることになる。つまり法適用は、すなわちアルゴリズムの適用とな

る。アルゴリズムが国会により法として作成・策定されるとしたら、アルゴリズムそのものが法として公布(公開)され、適用されうるかもしれない。そこには確かに、裁判官に取って代わったAI司法が生じうる。検察と弁護士は法廷で、どのようなプロンプトを用いるかの交渉に徹し、時間的制約の大きい裁判官や裁判員と違い、膨大な量の証拠が開示されても、その取調べのための時間を心配する必要はなくなる。

あるいはハイパーパラメータチューニングやディープラーニングの中身が異なる複数のAIを用いることで、結論の妥当性・安定性を確保することも考えられる。そうすれば上訴審では異なるAIによる判断も受けられる。しかしこの場合は裁判の公平性を保てるかが問題となる。

②人権拡張・発展 加えて、刑事裁判では刑法・刑訴法の解釈・適用において憲法適合性も重要な問題だ。刑事裁判の歴史の中で、弁護士らの献身的な活動を通して、その一部が裁判所の採用するところとなり、防御権と弁護権とは拡張・発展を遂げてきた。

AIが人権制約的な過去の判例をビッグデータとしてディープラーニングをした場合、その時点での人権保障水準による制約を受け、さらなる刑事人権の拡張を果たしえないのではないかの懸念が残る。仮にAIが人権の拡張を示した場合でも、上訴審ではそれがハルシネーション(幻覚)かどうか争われよう。AIが結論の安定性・妥当性を図れば、上訴審ではむしろ控えめな判断が出るかもしれない。人権後進国が作るAIに裁判を任せれば、人権格差はますます広がることになりうる。(続く)

編集及び発行人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
	東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
	編集・発行人 中村克己 <i>Published by</i>
	Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590
	http://www.pij-web.net 2024.7.11 発行 CNN ニュース No.118

入会のご案内
季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。
郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)
NetWork のつばやき
・官製デジタルID、スマートシティ構想、AI活用税務調査など、データ監視プランの拡散で人権が危ない。デジタルに強い市民団体、「在野」の法律や税務の専門職不足は深刻だ。だれが、どのように「監視資本主義を監視する」のかは重い課題だ (N)